

案

京・資源めぐるプラン

—京都市循環型社会推進基本計画（2021-2030）—

2025 改定版

京都市一般廃棄物処理基本計画

京都市食品ロス削減推進計画

令和 8 年 ● 月

京都市

挨拶文

プラン改定の趣旨

2021年3月に策定した「京・資源めぐるプラン－京都市循環型社会推進基本計画(2021-2030)－」について、上位計画に当たる京都基本構想及び京都市環境基本計画が新たに策定されることに合わせて見直しを行い、プラン前半期の進捗状況はもちろん、脱炭素化（カーボンニュートラル）や循環経済（サーキュラーエコノミー）等の持続可能な社会の構築に向けた国内外の潮流を踏まえて、次のとおり改定します。

1 「持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針」を新たに規定（P.3）

今後のごみ処理事業の実施には、多様な社会的側面を考慮した多角的な視点が求められることから、2050年を見据えた本市の施策展開及び施設整備の中長期的な考えとして、次の3つの「推進方針」を新たに定めます。

- ・ 社会の課題解決につながる資源循環の推進
- ・ モノのライフサイクル全体を見据えた脱炭素化への貢献
- ・ 適正処理の確保に向けた持続可能なごみ処理体制の確立

2 強化する施策

▶ 発生抑制の推進（P.18）

循環型社会に向けて優先して取り組むべき発生抑制は、脱炭素化の観点からも重要であるため、市民・事業者・行政等の各主体による、食品ロスや使い捨てプラスチックをはじめとした、ごみの発生抑制のための施策を推進していきます。

▶ 資源循環の強化（P.20）

資源を循環的に利用し、最大限活用することの重要性が増しているため、市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築を目指し、資源物回収拠点を拡充させるとともに、民間事業者と連携したリユース拠点の設置やクリーンセンター内にストックヤードを整備し、市が受け入れた大型ごみや持込ごみ等をリユース・リサイクルすることなどを検討します。

▶ 生ごみ（食品廃棄物）対策（P.22）

食品ロスの更なる削減に向け、民間事業者との連携により、フードテックサービスの利用やフードドライブへの協力など、市民の具体的な行動を促進します。また、家庭系・事業系生ごみのバイオガス化について検討・研究するとともに、事業系生ごみの民間施設での食品リサイクルを推進します。

▶ プラスチック・衣類対策（P.24）

プラスチック対策として、市民・事業者の方への周知啓発、対話の促進による具体策の検討・実施を進め機運醸成を図るとともに、発生抑制策として、包装削減やリユース容器利用などを促進するほか、分別促進のための周知啓発を強化します。

また、衣類対策として、適量購入の促進、回収体制と地域内リユースを充実させます。

▶ **観光ごみへの対応 (P.26)**

観光ごみへの対応として、事業者の取組促進を通じた観光客への食品ロス削減、分別排出の呼びかけを行うとともに、散乱ごみ対策として、地域や事業者との連携による地域の実情に応じた取組を充実させます。

▶ **リチウムイオン電池対策 (P.27)**

リチウムイオン電池対策として、当該製品に特化した回収ボックスの配置の拡充、適切な分別排出方法の周知啓発の徹底、ごみ処理施設の消火設備増強等に取り組みます。

▶ **長寿社会の進展への対応 (P.27)**

長寿社会の進展への対応として、ごみ出しが困難な高齢者への支援を充実させます。

3 指標の見直し (P.29)

プラン前半期の進捗状況を踏まえ、目標達成済み又は達成間近の指標における目標を上方修正します。また、現状で目標達成には更なる取組が必要な指標については、現行目標を維持しつつ、使い捨てプラスチック全体への対策を進めるため、新たに「使い捨てプラスチック排出量 (家庭)」の指標及び数値目標を設定します。さらに、強化する施策のモニタリング指標として、「市拠点での資源物回収量 (家庭)」と「充電式電池及びその内蔵製品の市回収量 (家庭)」を設定します。

指標	2019 度 基準年	2024 度 最新年	2030 年度 目標(現行)	2030 年度 目標(改定案)	
市受入量	40.9 万ト	36.5 万ト	37 万ト	34 万ト	上方修正
ごみ焼却量	38.2 万ト	33.0 万ト	33 万ト	30 万ト	
市最終処分量	5.1 万ト	4.3 万ト	4.4 万ト	4.0 万ト	
食品ロス排出量	6.1 万ト	4.7 万ト	4.6 万ト	4.0 万ト	
使い捨てプラスチック排出量(家庭)	3.17 万ト	2.94 万ト	-	2.66 万ト	新規設定
市拠点での資源物回収量 (家庭)	2,600 ト	3,600 ト	-	新たに モニタリング	
充電式電池及びその内蔵製品の市回収量 (家庭)	16.5 ト	61.7 ト	-		

4 「施設整備の基本的な考え方」を新たに規定 (P.34)

本市の3つのクリーンセンターのうち、最も古い東北部クリーンセンターが2036年度末頃に耐用年限を迎えるため、その後継施設となる次期クリーンセンターの整備を検討する必要があります。

「1 持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針」に基づいた「資源循環・脱炭素化の推進」及び「持続可能なごみ処理体制の確立」の観点から、2050年を見据えた本市における今後のごみ処理施設整備の検討の基盤となる「施設整備の基本的な考え方」を新たに8項目定めます。

目次

1	計画の基本的な考え方	1
1.1	計画の位置付け・策定趣旨	1
1.2	基本理念	2
1.3	持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針	3
1.4	計画年限	3
2	計画の背景	4
2.1	ごみの区分	4
2.2	これまでの状況と現状の課題	6
2.3	循環型社会の実現に向けた国内外の情勢	12
3	2030年度までの重点施策及び目標	16
3.1	施策の方向性と必要な着眼点	16
3.2	6つの重点施策	17
3.3	指標及び数値目標	29
4	ごみ処理施設の整備・運営	34
4.1	本市のごみ処理施設の現状	34
4.2	施設整備の基本的な考え方	34
4.3	今後の施設整備	36
5	食品ロス削減推進計画	40
5.1	背景	40
5.2	食品ロスの排出状況	40
5.3	食品ロスの主な発生要因	41
5.4	食品ロス削減の推進体制	43
5.5	推進する施策	43
5.6	目標【再掲】	51
6	計画の推進	52

1 計画の基本的な考え方

1.1 計画の位置付け・策定趣旨

市町村は、廃棄物処理法¹において、産業廃棄物以外の一般廃棄物（以下「ごみ」という。）についての統括的な処理責任が求められています。そのため、本プランは、廃棄物処理法第6条第1項に基づく「一般廃棄物処理基本計画」として、ごみの適正処理のために必要なごみの区分、その発生量等の見込み、ごみ処理施設の整備に関する事項や、ごみ減量方策に関する事項などを定めています。

本市では、一般廃棄物処理基本計画で定めるごみの適正処理やごみ減量だけでなく、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の実現を目指していくため、本プランを「京都市循環型社会推進基本計画」として、また、食品ロス削減推進法²に規定される「食品ロス削減推進計画」として策定します。

なお、京都市政全体における本プランの位置付けは、市政の今後四半世紀の在り方を展望する「京都基本構想」を具体化した環境政策におけるマスタープランである「京都市環境基本計画」の分野別計画に当たります。循環型社会の実現だけでなく、SDGs³の達成や脱炭素社会、レジリエント・シティ⁴の実現にも貢献するため、環境関連の計画「京都市地球温暖化対策計画」、「京都市生物多様性プラン」及び「京都市災害廃棄物処理計画」（コラム10（p28）参照）と一体的に進めるとともに、環境分野以外の他の計画とも連携させ、本市の環境行政及び都市政策を進めていきます。

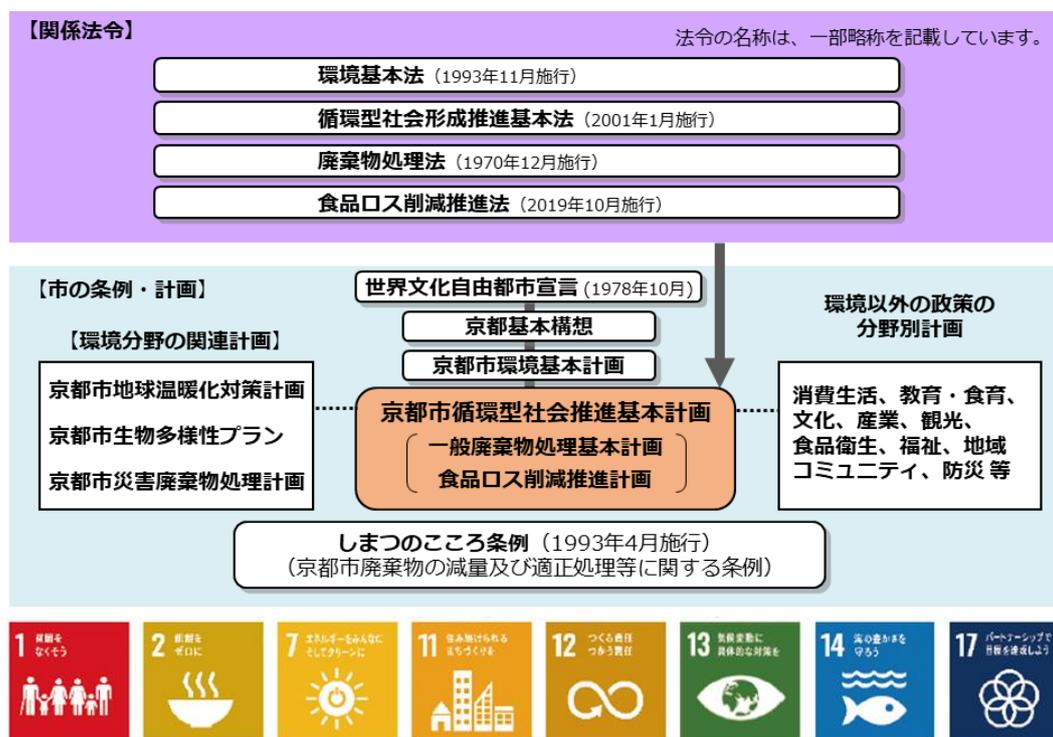


図1 計画の位置付け及び本計画に関連するSDGsの主な目標

¹ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（1970年12月施行）の略称
² 食品ロス削減の推進に関する法律（2019年10月施行）の略称
³ Sustainable Development Goalsの略称。2015年9月の国連総会で採択された持続可能な開発目標
⁴ 本市では2019年3月に「京都市レジリエンス戦略」を策定し、自然災害や人口減少をはじめとする様々な危機に対し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきとくらせる、魅力と活気に満ちた都市（＝レジリエント・シティ）の実現を目指しています。

1.2 基本理念

本市は、京都議定書誕生 20 周年を記念する会議（2017 年 12 月）において、世界 18 カ国・地域の方々の参加の下、2050 年の世界の都市のあるべき姿を提起した「持続可能な都市文明の構築を目指す京都宣言」を宣言しました。

この宣言で示された 2050 年のあるべき姿は「循環型社会」でもあり、植物等の再生可能な資源を上手に利用し、枯渇する資源は最小限の利用に努め、繰り返しリサイクルするなど、市民・事業者が資源循環を前提としたくらし・事業活動を選択・実践していることが必要です。また、気候変動の影響や長寿社会の進展等の社会的変化にも適応していなければなりません。

このため、本プランでは、この 2050 年のあるべき姿をもとに、経済的側面や社会的側面の視野を更に広げ、「モノの生産に必要な最小限の資源が循環利用されるくらしや事業活動の下、地球環境への負荷が持続可能なレベルに抑えられ、自然災害や長寿社会の進展等にもしなやかに対応できる、「持続可能な循環型社会」の実現を目指すことを基本理念とします。

循環型社会とは

モノの生産、消費・使用の各段階において、ごみをなるべく出さず（リデュース（発生抑制）及びリユース（再使用）、廃棄したごみはできるだけ資源としてリサイクル（再生利用）し、使えないごみは焼却して発電（熱回収）したうえで、正しく処分（適正処分）する⁵ことで、天然資源の消費を抑制し、地球環境や都市環境への負荷をできる限り低減した社会。

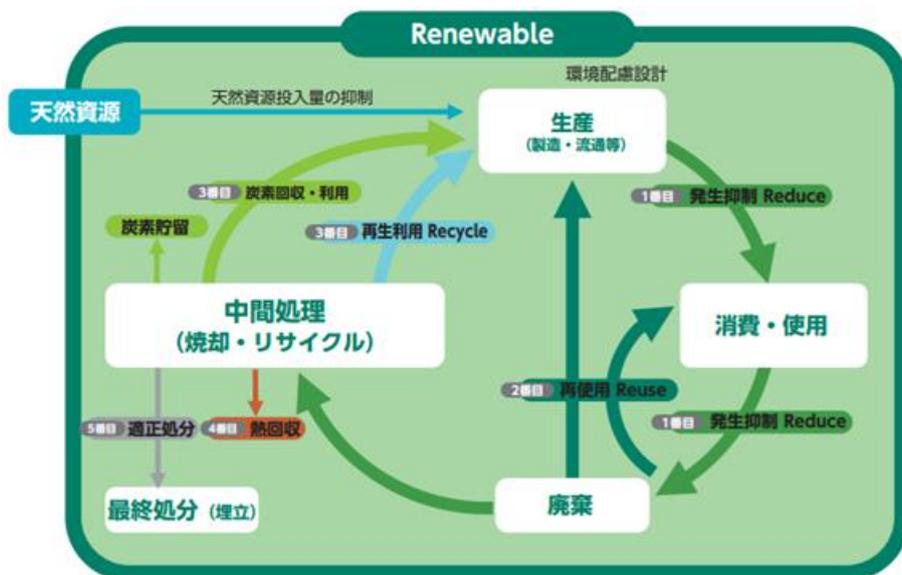


図2 循環型社会のイメージ（出典：環境省）

⁵ 循環型社会形成推進基本法において、資源の循環利用及び処分の基本的な原則として、①発生抑制（Reduce、リデュース）、②再使用（Reuse、リユース）、③再生利用（Recycle、リサイクル）、④熱回収（Thermal Recycle、サーマルリサイクル）、⑤適正処分 の順に優先していくことが示されている。①～②の総称として「2R」、①～③の総称として「3R」とも言われる。

1.3 持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針

今後のごみ処理事業の実施に当たっては、これまでのごみ減量、リサイクルや経費節減だけでなく、人口減少・長寿社会の進展への対応、資源循環・脱炭素化を前提としたくらしや経済活動への転換、大規模災害への備え等といった多角的な視点が求められ、中長期の目線で必要な施策や施設整備等を準備し、積み上げていく必要があります。

その視点で継続して取り組んでいくための、2050年を見据えた本市の施策展開及び施設整備の中長期的な考えとして、3つの「推進方針」を定めます。

○ 社会の課題解決につながる資源循環の推進

資源の乏しい日本では、産業競争力の強化や経済・食料安全保障の観点からも、資源を循環的に利用し、最大限活用することは重要です。

本市として地域資源をはじめとした資源を循環させることによって、上記の観点に加え、産業創出・人口増加、地域コミュニティの活性化など、地域の課題解決や活性化につなげていきます。

また、利便性を高めるなど市民の主体的な取組を後押しするとともに、地域内の市民、事業者、地域活動団体等の各主体間の連携を通じた協働型の資源循環の取組を進めていきます。

○ モノのライフサイクル全体を見据えた脱炭素化への貢献

日本は2050年カーボンニュートラル⁶を目指しており、廃棄物分野においても脱炭素化が求められているため、プラスチックをはじめとした温室効果ガス（GHG⁷）排出につながるごみの焼却回避及び処理施設・収集車両の脱炭素化を進めます。

また、国内のGHG排出量の36%は、資源循環が排出削減に貢献できる余地があるとの試算があることから、本市として、モノの生産・使用・再資源化・焼却といった各工程からのGHG排出も意識し、発生抑制・資源循環の取組を加速・充実させます。それにより、モノのライフサイクル全体に係るGHG排出量を削減し、廃棄物分野だけでなく社会全体の脱炭素化に貢献します。

○ 適正処理の確保に向けた持続可能なごみ処理体制の確立

人口減少・長寿社会の進展・担い手不足への対応、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等のリスクや頻発する大規模災害への備えが求められるなか、効率的・安定的にごみを収集する体制の確保、ごみ処理施設の適切な維持管理と計画的な整備、最終処分場の延命化、廃棄物処理の広域化等の検討を進め、将来にわたって、災害時も含めた適正処理を確保できる持続可能なごみ処理体制を確立し、維持していきます。

1.4 計画年限

1.2、1.3に示すとおり、2050年を見据えた計画としますが、計画年限は2030年度までとし、2030年度までの重点施策及び目標を定めます。

⁶ 2050年までに温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること

⁷ Greenhouse Gas の略

2 計画の背景

2.1 ごみの区分

(1) ごみの区分及び処理フロー

家庭や事業所等から排出されたごみ（一般廃棄物）は、本市のごみ処理施設が受け入れて処理を行うものと、民間のリサイクル施設が受け入れて処理を行うものとの2種類に分かれます。

また、本市が受け入れているごみは、「家庭ごみ」と「事業ごみ」に大別され、「家庭ごみ」は市が収集し、「事業ごみ」は一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集又は排出者自らが処理施設に持ち込みます。さらに、品目や収集運搬方法によって、家庭ごみは「燃やすごみ」、「資源ごみ」、「大型ごみ」、「その他」に、事業ごみは「業者収集ごみ」、「持込ごみ」の2つに区分されます。

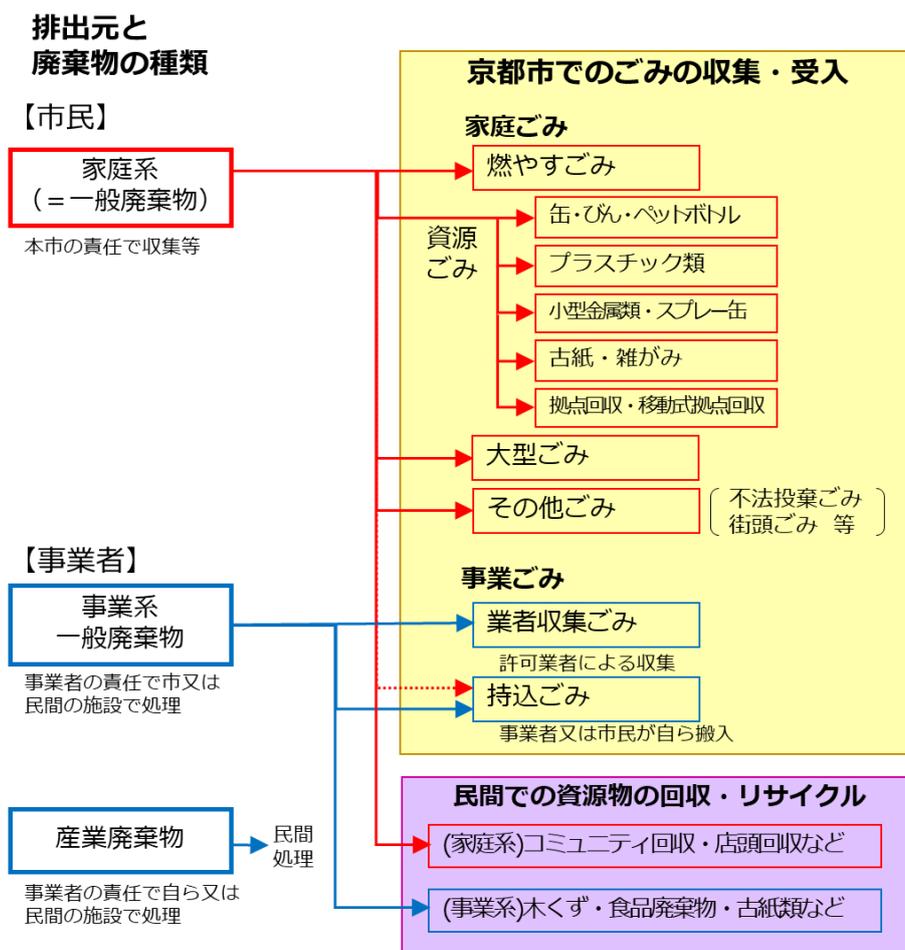


図3 本市のごみの区分

(2) 家庭ごみの回収区分

家庭ごみの収集については、「缶・びん・ペットボトル」や「プラスチック類」などを市が定期的に収集する「定期収集」に加え、使用済てんぷら油や小型家電、蛍光灯などを区役所・支所内のエコまちステーションやまち美化事務所等で回収する「拠点回収」、市民の身近な場所（学校、公園等）に出向いて回収する「移動式拠点回収」も実施しています。

こうした回収による本市の資源物の分別品目数は、燃やすごみ（焼却熱を回収）と大型ごみ（金属を回収）を含めると26品目であり、政令指定都市の中でも多い品目数となっています。

- [1] 定期収集（道路上の定点等で回収）：6 分別・10 品目
 ①燃やすごみ、②缶・びん・ペットボトル、③プラスチック類、
 ④古紙・雑がみ、⑤小型金属類・スプレー缶、⑥大型ごみ



- [2] 拠点回収（区役所・支所内のエコまちステーションやまち美化事務所等で回収）：18 品目

- ①古紙（新聞・ダンボール）、②雑がみ（紙箱、包装紙など）、
 ③紙パック、④使用済てんぷら油、⑤古着類（古着、古布など）、
 ⑥乾電池、⑦ボタン電池、⑧充電式電池（小型二次電池）、
 ⑨蛍光管、⑩水銀体温計・水銀血圧計、⑪小型家電、⑫磁気テープ類（ビデオテープなど）、
 ⑬インクカートリッジ、⑭リユースびん（一升びん、ビールびん）、
 ⑮刃物類（包丁、はさみなど）、⑯使い捨てライター、⑰陶磁器製の食器、⑱小型金属類・スプレー缶



- [3] 移動式拠点回収（学校や公園などの市民の身近な場所に出向いて回収）：19 品目

拠点回収の 18 品目、⑲せん定枝（木の枝）

また、資源物に加え、有害・危険ごみとして、次の①～④の品目の回収も実施しています。

- ①石油類、②医薬品・農薬、③化学薬品・塗料・ワックス・
 絵の具、④洗剤



さらに、古紙、雑がみなどの資源化可能な紙ごみや古着類などの資源物を地域で集団回収する「コミュニティ回収制度」を実施し、登録団体に助成金を交付するなど、地域の皆様の自主的な分別・リサイクルの取組を支援しています。

- [4] コミュニティ回収（地域における集団回収）

古紙（新聞、ダンボール）、雑がみ（紙箱、包装紙など）、紙パック、
 古着類（古着、古布）、缶類（アルミ缶、スチール缶）、びん類（ワンウェイびん）、その他（ペットボトル、小型金属類など）



- [5] 事業者による回収

古紙回収業者：古紙（新聞、ダンボール）、雑がみ（紙箱、包装紙など）

食品スーパー等：缶類、びん類、ペットボトル、トレー、牛乳パックなど



2.2 これまでの状況と現状の課題

(1) 前プランまで（～2020年度）

本市のごみ量（市受入量）は、高度経済成長とともに急激に増加し、2000年度に82万トンのピークを迎えました。

こうした状況を打破するため、本市は循環型社会の実現を目指し、ごみ半減目標⁸を立てるとともに、家庭ごみ有料指定袋制や事業ごみの手数料改定、また、2R及び分別・リサイクルの促進の2つを柱とするごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」に基づく取組などのごみ減量施策を実施してきました。

“ピーク時からのごみ半減”を合言葉に、市民・事業者・大学・地域の活動団体等の皆様に御協力・御尽力いただいた結果、2020年度には38.5万トンと39万トンの目標を達成しました。

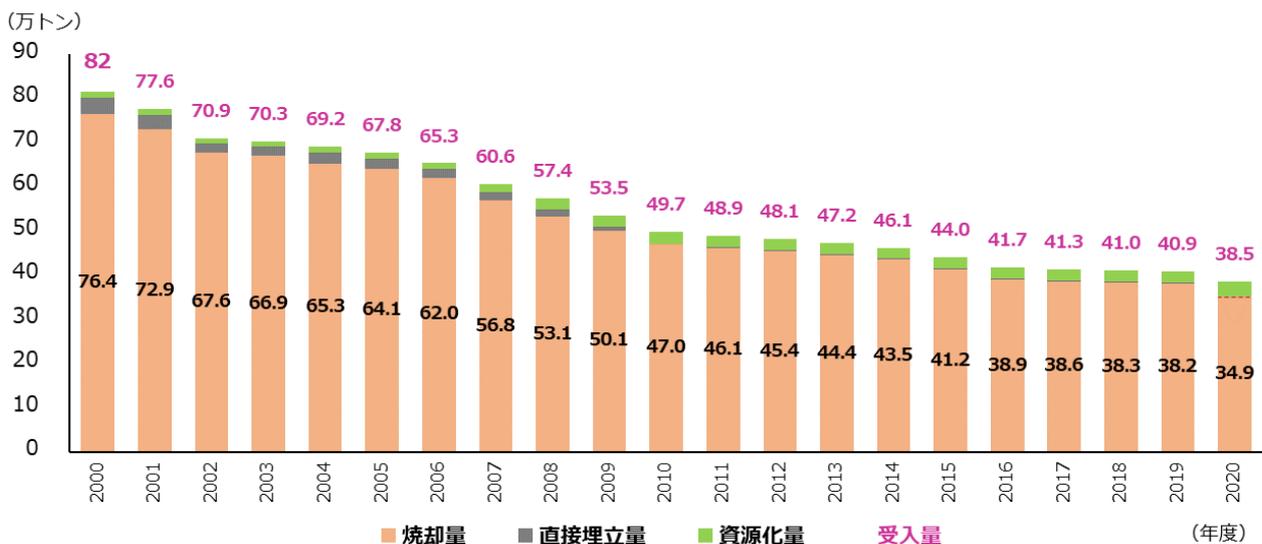


図4 2020年度までの本市のごみ量の推移

(2) 現行プラン前半期（2021～2024年度）

半減目標を達成した後のプランでは、2030年度までに、ごみ量（市受入量）を37万トン以下にするという目標を設定し、更なるごみ減量を目指しました。プラン前半期では、ピーク時から24年連続で減少し、2024年度には36.5万トンとなり2030年度目標を前倒しで達成しました。また、市民1人1日当たりのごみ量は732グラム（2024年度）で大都市の中でも最少レベルとなっています。

ごみ減量の効果として、ピーク時には5工場あったクリーンセンター（清掃工場）を3工場まで、また、家庭ごみの収集事務所は11事務所から6事務所まで縮小することができ、ごみ処理費用も2023年度238億円となり、資源物のリサイクル推進や人件費や物価が高騰する中でも2002年度のピーク時から129億円（35%）削減できています。

本プラン（改定前）では、ごみ減量だけでなく、施策の成果を測るため複数の指標及びその目標を設定しており、その進捗状況は、表1のとおりです。ごみ処理の各プロセスでのごみ量指標（市受入量、ごみ焼却量、市最終処分量）及び食品ロス排出量は、各種取組によって2030年度までの

⁸ 2010年3月に策定した計画において、ごみ量を2020年度までにピーク時の半分以下となる39万トンを目指す目標を設定しました。

目標を前倒し達成又は達成目前と大きな成果が出ています。

一方で、個別指標のうち、ペットボトル排出量は基準年から横ばいであり、レジ袋使用量、プラスチックごみ分別実施率、食品廃棄物リサイクル率、再生利用率、廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量は、改善しているものの、目標達成に向けて施策の強化が必要です。

表1 京・資源めぐるプラン前半期の指標進捗状況

分類	目標指標	2000年度 ピーク時	2019年度 基準年	2022年度	2023年度	2024年度 最新年	2030年度 目標年
ごみ量	市受入量	82万t	40.9万t	38.0万t	37.2万 t	36.5万 t	37万t
	ごみ焼却量	76万t	38.2万t	34.3万t	33.8万 t	33.0万 t	33万t
	市最終処分量	16.5万t	5.1万t	4.6万t	4.5万 t	4.3万 t	4.4万t
2 R	食品ロス排出量	9.6万t	6.1万t	5.4万t	5.0万 t	4.7万 t	4.6万t
	レジ袋使用量(家庭)	5,200t	2,500t	1,200t	1,200t	1,200t	400t
	ペットボトル排出量(家庭)	3,600t	3,400t	3,400t	3,400t	3,400t	1,600t
	使い捨てプラスチック排出量	6.0万t	5.1万t	4.9万t	5.0万 t	4.9万 t	—
リニューアブル	バイオプラスチック製容器包装 排出割合(レジ袋)	—	—	34%	33%	37%	—
分別・ リサイクル /エネルギー 創出	プラスチックごみ分別実施率(家庭)	—	46%	50%	47%	48%	60%
	食品廃棄物リサイクル率(事業)	—	19%	26%	24%	25%	36%
	再生利用率	—	31%	34%	34%	35%	39%
脱炭素化	廃棄物処理に伴う 温室効果ガス排出量	28万t	16.1万t (2013年度)	14.6万t	14.0万t	算定中	11.3万t

プラン前半期の主な施策

- **食品ロス削減の取組**
商慣習の見直し「販売期限の延長」の取組、外国人観光客を対象とした啓発等を推進
- **使い捨てプラスチック削減の取組**
レジ袋有料化義務化の徹底、プラスチック資源循環促進法を契機とした削減の呼びかけ、宅配・テイクアウトに係る使い捨てプラスチック削減助成や優良事例の周知を実施
- **資源物回収の拡充**
南部まち美化事務所での土・日曜日の資源物回収を開始、移動式拠点回収の回数増、各消防署で充電式電池及び小型家電の回収を開始
- **ボトル to ボトルリサイクルの開始(2022年4月～)**
本市が資源ごみとして収集・中間処理した使用済みペットボトルを、再びペットボトルとして再生利用する事業を開始
- **プラスチック製品の分別回収の開始(2023年4月～)**
従来のプラスチック製容器包装に、新たにプラスチック製品を加えた分別回収を実施
- **ごみ搬入手数料の改定(持込ごみ:2023年10月、業者収集ごみ:2025年4月)**
排出事業者責任・受益者負担の考え方に基づくごみ搬入手数料の適正化を図り、更なるごみの減量や民間リサイクルを促進するため、持込ごみ及び業者収集ごみの搬入手数料を改定
- **焼却灰からの鉄分回収の開始(2023年9月～)**
東北部クリーンセンターの大規模改修に併せて、焼却灰から鉄分を回収する仕組みを導入

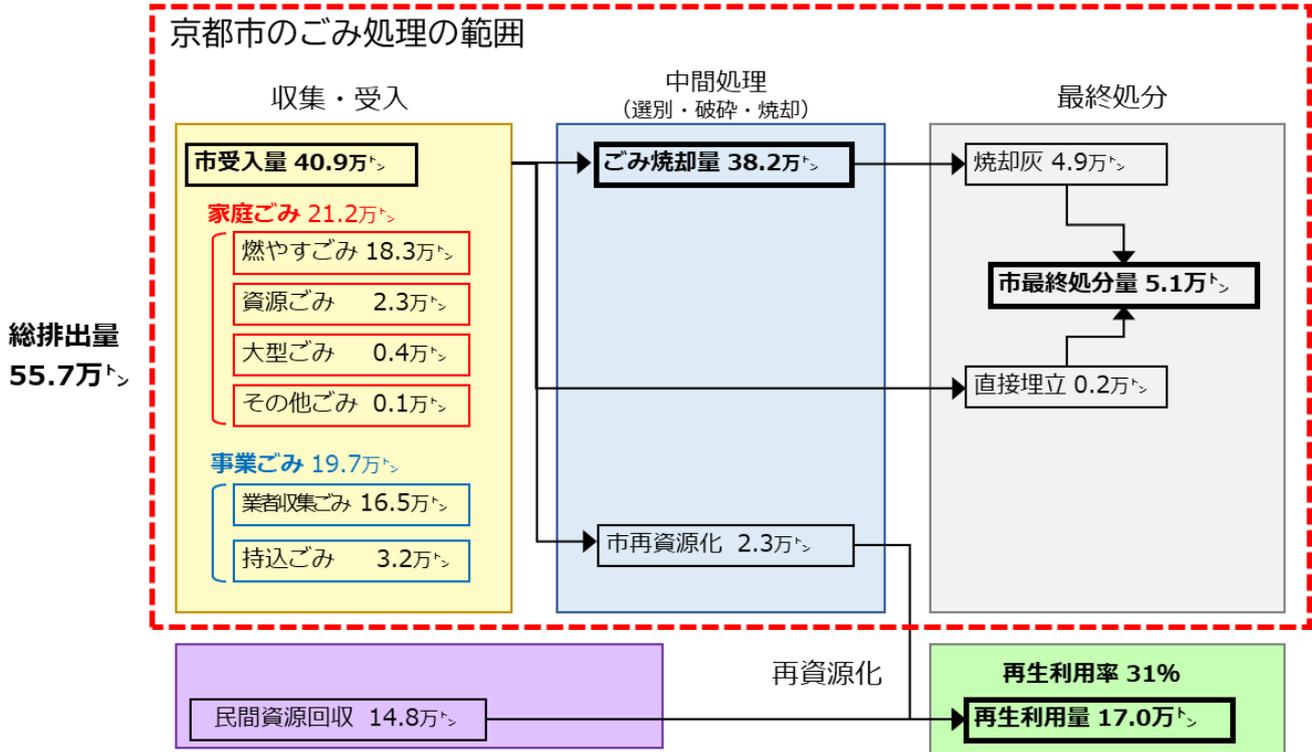


図5 京都市内のごみ処理フロー（2019年度（プラン策定時の基準年））

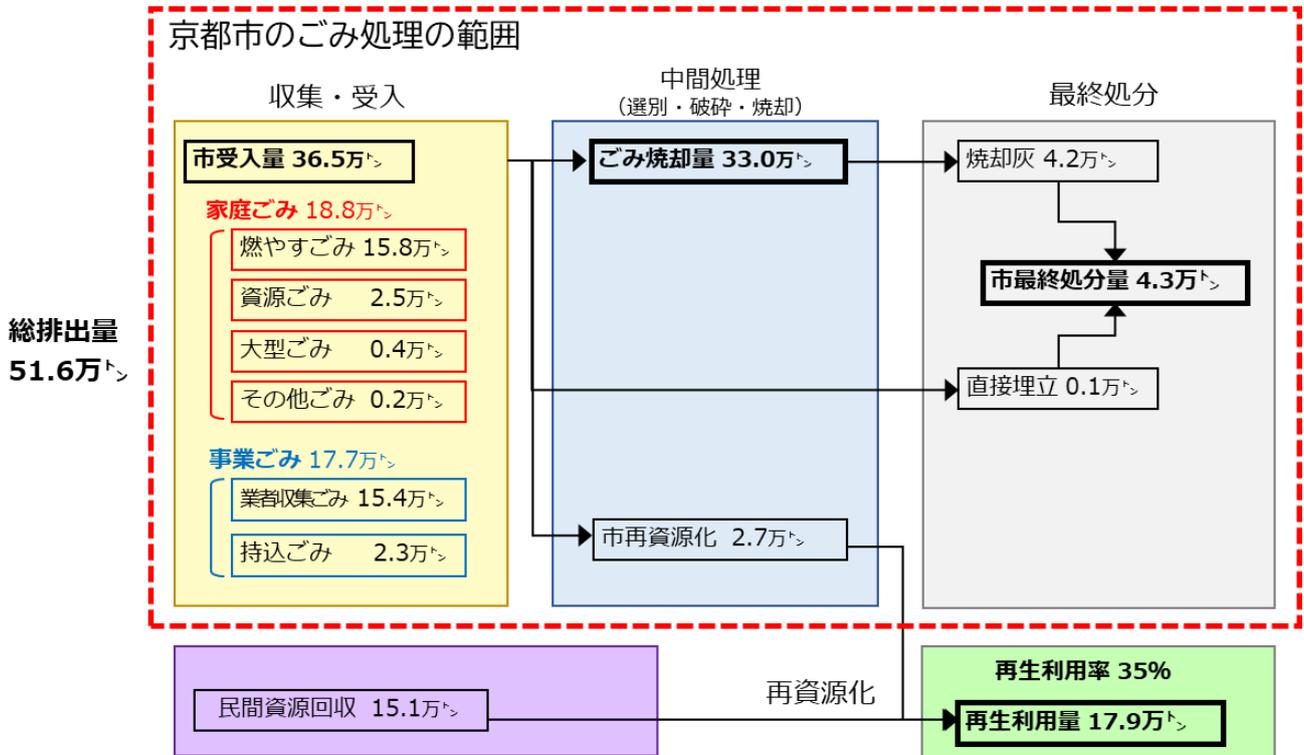


図6 京都市内のごみ処理フロー（2024年度）

(3) ごみの組成

家庭ごみは、2.1(2)に記載のとおり、資源ごみ等を燃やすごみに入れられないよう分別しています。燃やすごみの組成(図7)を見ると、生ごみ(厨芥類)、紙類、プラスチック類の割合が高く、これらには、本来食べられるはずの食品ロス、リサイクルできるもの(古紙・雑がみ、プラスチック類など)が依然として多く含まれます。

事業者から排出されるごみについても、産業廃棄物や資源ごみと分別されたものを業者収集ごみ(可燃ごみ)として受け入れています。事業所からの業者収集ごみの組成(図8)を見ると、生ごみが4割と高く、産業廃棄物として分別排出されるべきプラスチック類も1割を超えています。

国内外で、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環といった取組の重要性が増す中、本市においても、これらの取組の更なる強化が必要です。

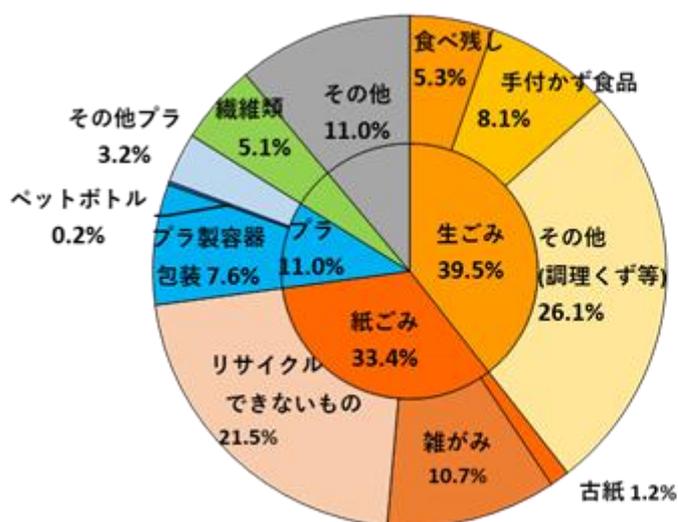


図7 燃やすごみの組成(2024年度)

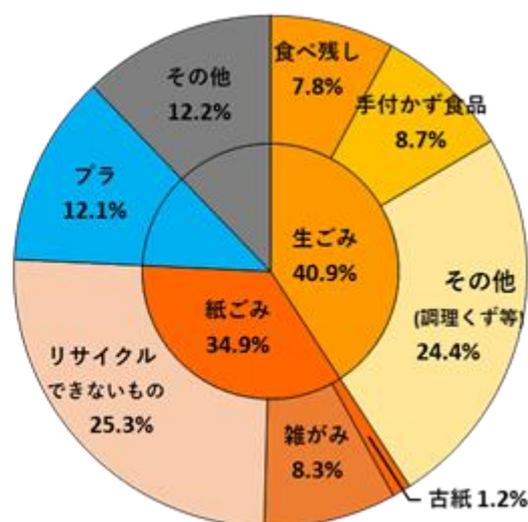


図8 業者収集ごみ(事業所)の組成(2024年度)

(4) ごみ処理体制

本市のごみ処理体制として、まず2Rの推進及びリニューアブルに取り組み、そのうえで排出されるものについては、資源物として分別・リサイクルします。それでも残ったごみは、焼却した後、埋立処分しています。

資源物について、「缶・びん・ペットボトル」は北部と南部の資源リサイクルセンターにおいて選別し、リサイクル事業者に引き渡しています。「プラスチック類」は横大路学園又は民間施設において選別し、リサイクル事業者に引き渡しています。

資源化できない燃やすごみ等は、北部、東北部、南部の3つのクリーンセンター（焼却施設）において焼却しており、南部クリーンセンターでは、一部を機械選別したうえでバイオガス化しています。

最終処分は、東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）に加えて、近畿2府4県169市町村のごみを処分する大阪湾広域臨海環境整備センター処分場（フェニックス処分場）に搬入し、埋立処分しています。東部山間埋立処分地は、できるだけ長く活用していくため、可能な限りごみを減らすとともに、資源として循環利用していく必要があります。

また、3つのクリーンセンターのうち、最も古い東北部クリーンセンターが2036年度末頃に耐用年限を迎えるため、その後継となる次期クリーンセンターの整備を検討する必要があります。



図9 本市のごみ処理施設の配置状況

(5) 社会情勢の変化等による 2030 年までのごみ量への影響

本市の人口は減少傾向にあり、今後も減少傾向が継続した場合⁹には、ごみの発生量についても減少が見込まれます。

社会情勢を見ると、近年、新聞や雑誌などの電子化によって紙媒体の消費量が減少しており、今後もペーパーレス化によって、紙類の減少が見込まれる一方、長寿社会の進展に伴い、使用済紙おむつは増加が見込まれます。

消費動向については、2021 年の後半頃から、コロナ禍からの経済回復及び世界情勢の不安定化等を受けて物価上昇及び個人消費の抑制が続いており、家庭ごみ量は 2021 年度から 2024 年度にかけて大きく減少しました。今後、個人消費が増加傾向となった場合、家庭ごみ量が増加に転じる可能性があります。一方で個人の消費動向として、家庭ごみ量の増加に繋がらないと考えられる電子書籍などのデジタルコンテンツや旅行・レジャーなどの娯楽へのシフトなどの変化も見られます。このように今後のごみ量への増減影響の予想は困難なため、消費動向の影響は見込まないこととします。

また、観光都市である本市では、観光動向がごみ量に大きく影響します。直近の動向は、2024 年の京都観光総合調査によると、観光客数は過去最高の 2015 年と同水準に、外国人観光客数はコロナ禍前の 2 倍以上に増加、宿泊客数及び観光消費額は過去最高を更新しています。こうした中でも、観光動向の影響を受ける業者収集ごみ量は、2024 年度値がコロナ禍前（2019 年度）の水準を 7%程度下回っており、観光業も含めた各業種での食品ロス削減などのごみ減量が進んでいると考えられます。そのため、観光動向の影響は見込まないこととします。

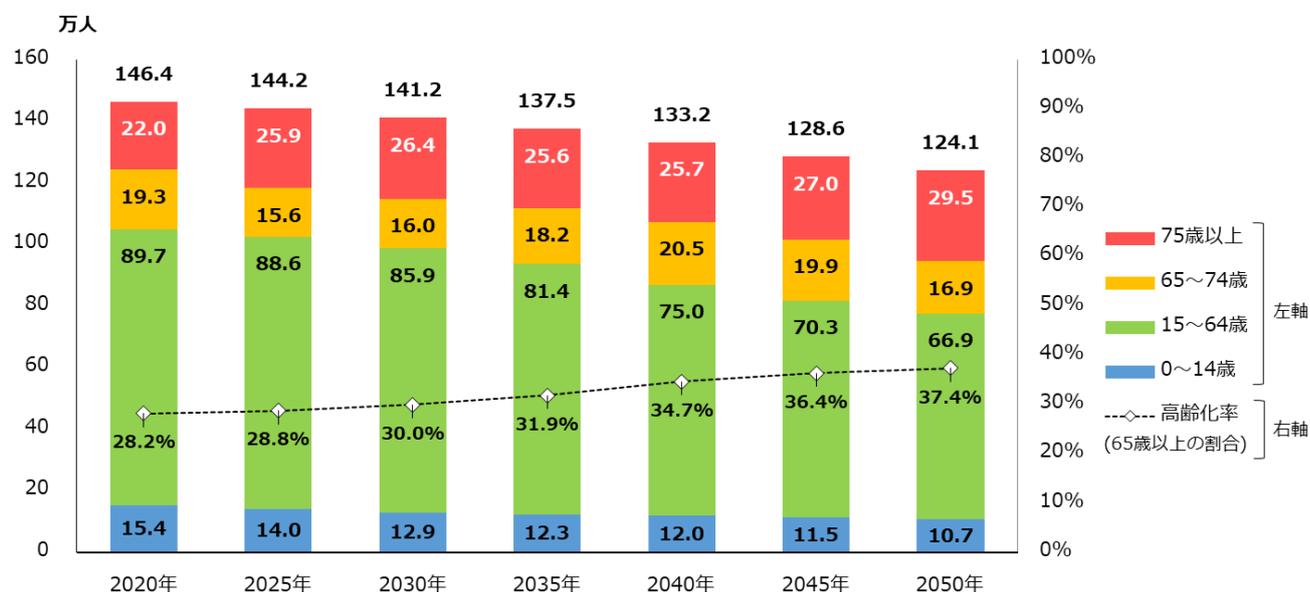


図 10 本市の将来推計人口

出典) 国立社会保障・人口問題研究所推計 (2023 年出生中位・死亡中位推計)

⁹ 国立社会保障・人口問題研究所の 2023 年出生中位・死亡中位推計をもとに考えると、2024 年実績値から 2030 年までの 6 年間でさらに 1.8%減少 2.55 万人の減少が見込まれます。

2.3 循環型社会の実現に向けた国内外の情勢

(1) 持続可能な社会に向けて

2030年までにより良い世界を目指すための共通目標として、2015年に世界各国が「持続可能な開発目標」(SDGs)に合意しました。SDGsは、社会、経済、環境といった様々な側面から17の目標が設定されており、それぞれは互いに独立したものではないため、統合的に解決すべきこととして設定されています。ごみの関連では、世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させることや海洋ごみなどによる海洋汚染を防止することなどが挙げられています。



図 11 SDGs の 17 の目標

(2) 循環型社会に向けて

国際社会では、欧州連合が、2020年3月に新たな「循環経済行動計画」を打ち出し、具体的な製品等について行動を加速する方針を示しているほか、2022年3月の国連環境総会において「循環経済に関する決議」がなされるなど、循環経済への移行が世界的な潮流となっています。

日本においても、2024年8月に策定した「第五次循環型社会形成推進基本計画～循環経済を国家戦略に～」で、資源循環への対応を、環境面のみならず、経済面・社会面からも重要な課題として、循環経済への移行に国家戦略として取り組み、気候変動や生物多様性の保全といった環境課題に加え、産業競争力強化、経済安全保障、地方創生・質の高いくらしの実現という様々な社会課題の同時解決を目指すとし、「循環経済に関する関係閣僚会議」を開催し具体策を取りまとめるなど、循環経済への移行を国家戦略として着実に推し進めています。

また、「食品ロス削減推進法」に基づき、食品ロス量を2030年度までに2000年度比で家庭系・事業系ともに半減する目標を2020年3月に定め、さらに、事業系目標の前倒し達成を受けて、2025年3月に事業系目標を6割減に上方修正するなど、食品ロス対策を進めています。

(3) 脱炭素社会に向けて

世界の平均気温の上昇を工業化以前から 1.5℃以下に抑えるための努力を追求していくことを合意した「パリ協定」(2015年)を受け、本市は2019年5月に、国は2020年10月に、それぞれ2050年カーボンニュートラルを宣言しています。廃棄物・資源循環分野においても、日本の温室効果ガス(GHG)排出量の約36%は資源循環が排出削減に貢献できる余地があるとの試算(コラム1参照)もあり、脱炭素化への貢献が求められています。

コラム1 資源循環の推進による GHG 排出削減

日本の GHG 排出量のうち、廃棄物の焼却で排出される量は、全体の約3%にすぎません。一方で、廃棄物焼却以外の分野においても資源循環の取組が進むことで、効果が現れます。例えば、ペットボトルを利用していたものを、マイボトルを利用し、自宅や職場などで給水するように変えると、その分のペットボトル容器がごみとして排出されないだけでなく、ペットボトルの製造、運送の工程も不要となるため、その工程で発生する GHG も削減できると考えることができます。このように考えた場合、様々なモノで資源循環の取組を進めた場合、そのライフサイクル全体での GHG を削減できる余地がある割合は36%であると試算されています。

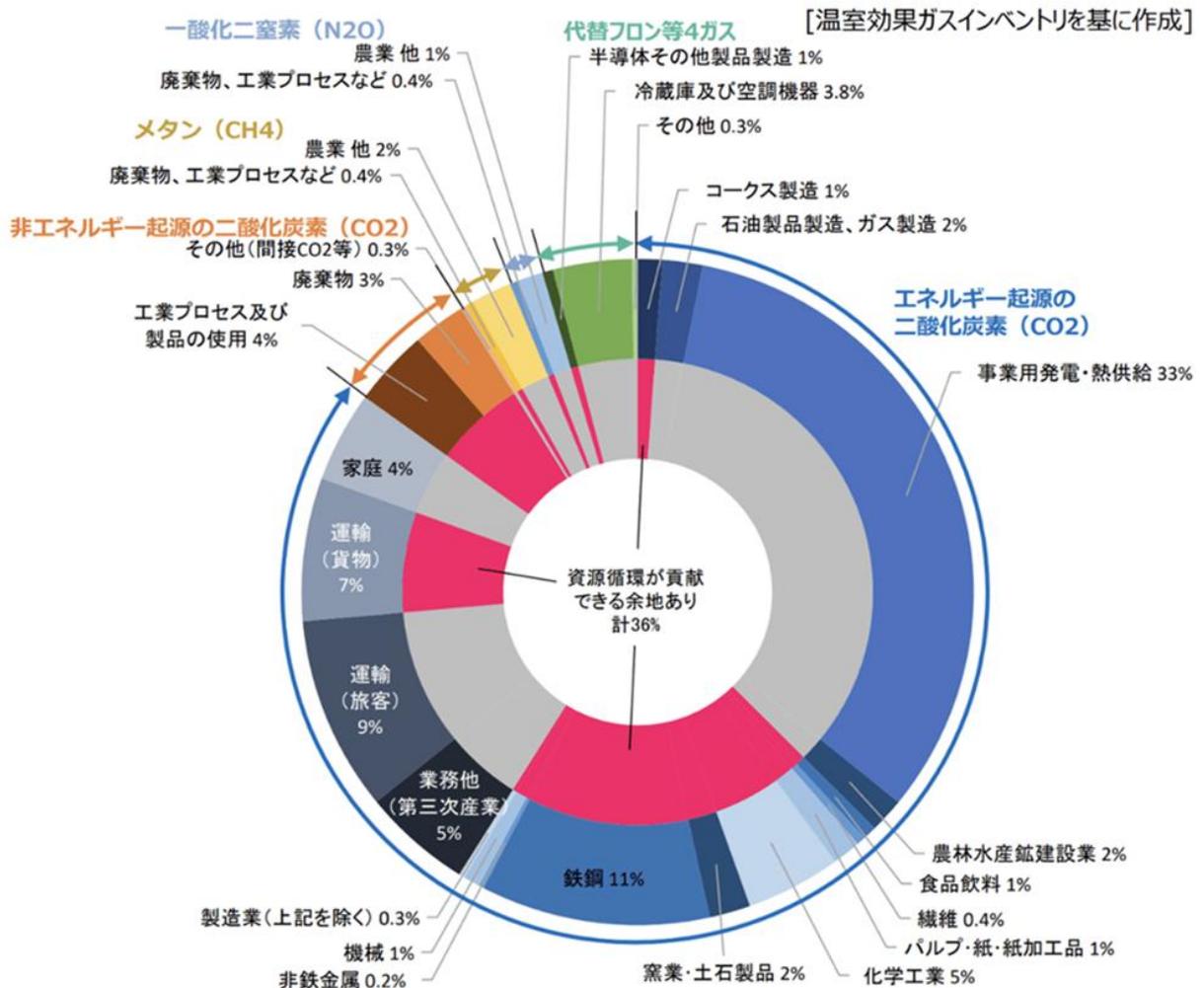


図12 日本の部門別温室効果ガス排出量(2019年度、貢献余地有無別)

出典:第四次循環基本計画の第2回点検及び循環経済工程表の策定について(環境省)

(4) ネイチャーポジティブの実現に向けて

2022年12月に「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、世界では2030年までにネイチャーポジティブ¹⁰の実現を目指しています。

天然資源投入量・消費量の抑制、資源の長期的利用・循環利用などを進めることは、生物多様性や自然環境への負荷の低減になるため、循環経済への移行によるネイチャーポジティブ実現への貢献も求められています。

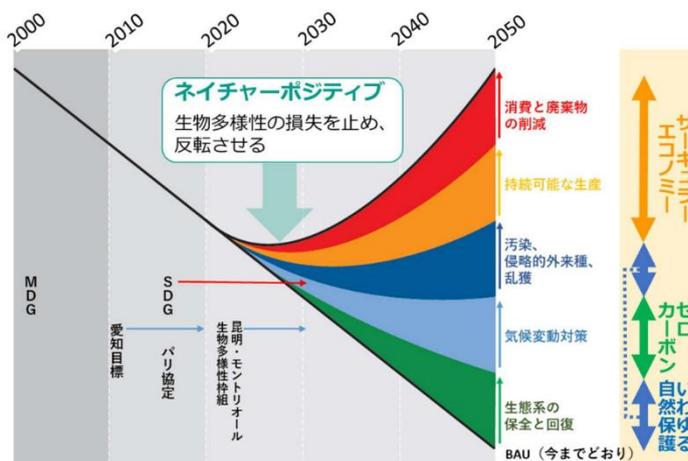


図13 生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の内訳
出典：「地球規模生物多様性概況第5版（GB05）」を基に環境省作成

(5) プラスチック資源循環に向けて

2022年に開催された国連環境総会の決議を受け、プラスチック汚染を防ぐための国際条約の合意に向けて、政府間交渉が進められています。日本においても、プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応、また、循環経済への移行の必要性から、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まっており、プラスチック資源循環促進法¹¹及び再資源化事業等高度化法¹²の制定、資源有効利用促進法¹³の改正などの関連法令の整備が進められています。

(6) 大規模自然災害への備え

日本では、地震災害や水災害などの自然災害が毎年のように発生しており、その際に発生する大量の災害廃棄物の処理や、廃棄物処理施設が被災した場合の公衆衛生の悪化などが大きな課題となっています。特に、南海トラフ地震の切迫性が高まっていることに加え、気候変動が進行し、勢力の強い台風や集中豪雨などの気象災害が頻発化・激甚化している中で、本市においても、花折断層を震源とする直下型地震や豪雨等による土砂災害・風水害等の発生が危惧されており、今後、これら大規模自然災害の発生等の危機にしなやかに対応できる強靱な廃棄物処理体制を構築し、本市の「レジリエンス」を強化することが必要不可欠です。

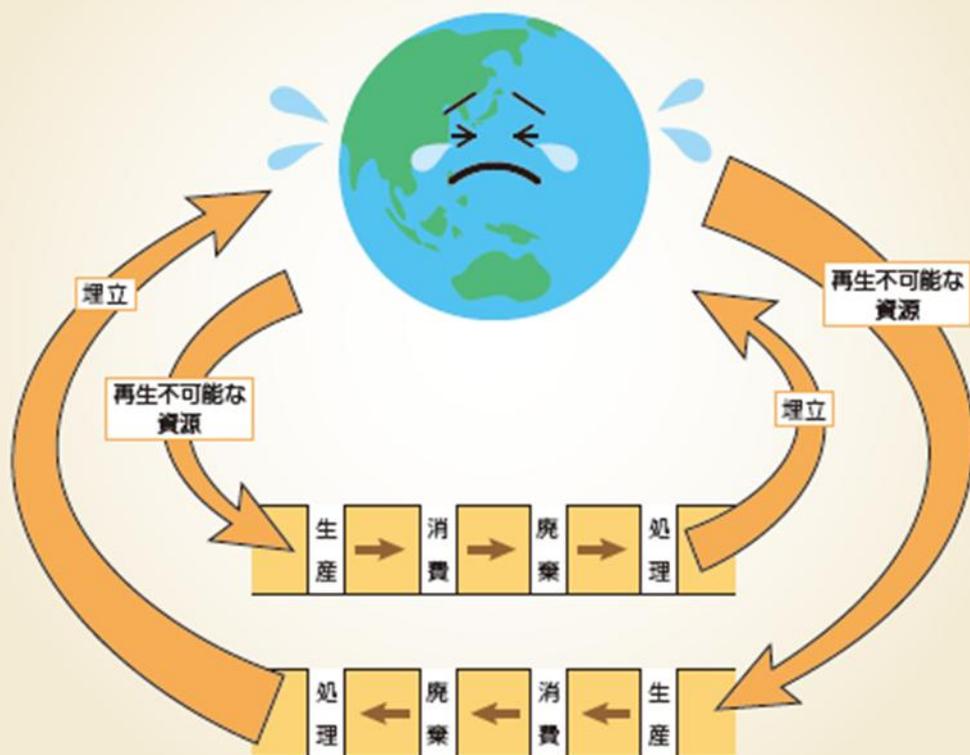
¹⁰ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させること

¹¹ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（2022年4月施行）

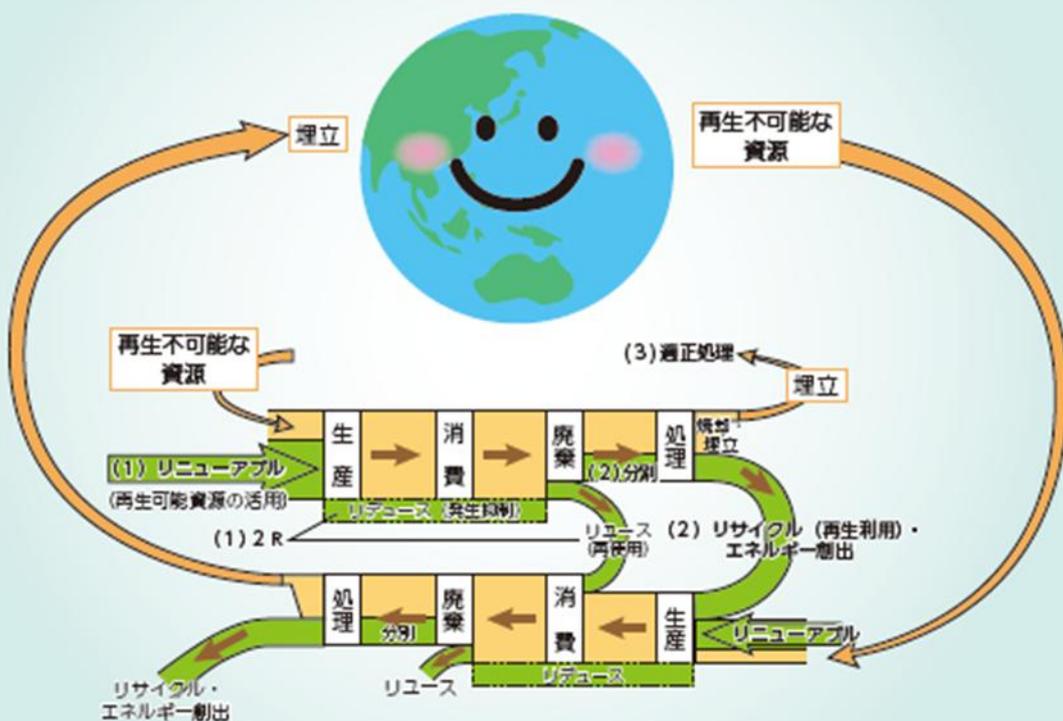
¹² 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（2025年2月施行）

¹³ 資源の有効な利用の促進に関する法律（2001年4月施行）

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行の社会



持続可能な循環型社会



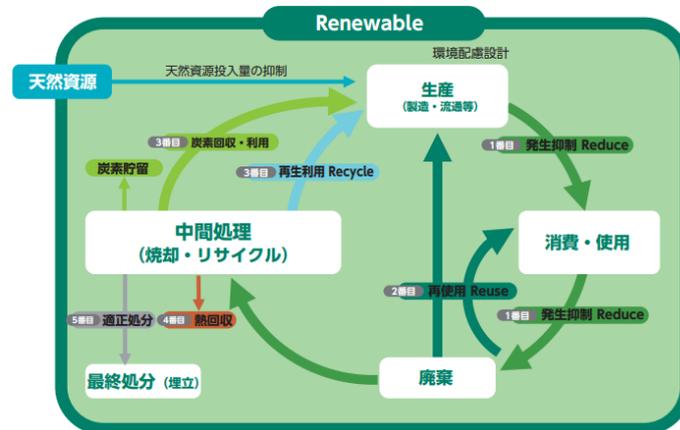
3 2030年度までの重点施策及び目標

3.1 施策の方向性と必要な着眼点

(1) 施策の方向性

- 暮らしと事業活動において、モノの生産から、流通、使用、廃棄に至るまでの**2R（リデュース、リユース）**と**リニューアブル**に取り組みます。
- また、**より質の高い資源循環**に向け、最大限資源として**分別・リサイクル**を進めます。
- リサイクルが技術的・経済的な観点から難しい場合には、**エネルギー創出**を進めます。
- 併せて、一般廃棄物の処理を担う基礎自治体として、平時はもちろん、災害発生時でも常に発生する一般廃棄物を一日も欠かさず適正に処理できる体制を確保することから、**効率的・安定的にごみを収集する体制の確保、ごみ処理施設の適切な維持管理と計画的な整備**を進めます。

〈循環型社会形成推進基本法における資源の循環利用及び処分の基本的な原則〉



(2) 施策推進に当たって必要な着眼点

- 施策で成果を上げるためには、市民・事業者・観光客などの対象となる主体に十分に情報を届け、行動に移していただくことが重要であるため、**到達主義での周知啓発**を実施していきます。
- 市民・事業者の皆様が循環型社会に向けた取組を積極的に実践いただけるよう、メリットを感じられる、**インセンティブが働く施策を実施**していきます。
- SDGsが示すように、気候変動や生物多様性などの環境課題はもちろん、経済課題、社会課題はそれぞれ互いに関連し合っているため、**他の政策分野の視点も取り入れた施策を推進**することで、相乗効果を生み出すとともにトレードオフ¹⁴を最小化し、課題の同時解決を図ります。
- 京都で長年培われてきた「もったいない」、「しまつのこころ」の精神を活かすとともに、**民間事業者、地域コミュニティ、大学、学生**など様々な主体から知恵を引き出し、力を借りながら、行政だけでなく、まち全体で施策を推進していきます。そのために、**市役所から率先垂範**していきます。
- **AI¹⁵、IoT¹⁶、センシング¹⁷**等の新しい技術は、環境課題の解決と成長を実現する大きな可能性が期待できるため、廃棄物・資源循環分野での有効な**活用方法を積極的に検討**していきます。

¹⁴ 何かを得るために別の何かを犠牲にしなければならない、両立しない相反する要素の間でバランスを取る状況や関係性

¹⁵ AI (Artificial Intelligence) : コンピューターが人間の様に学習・推論・認識・判断などを行う技術の総称

¹⁶ IoT (Internet of Things) : あらゆる「モノ」をインターネットに接続し、データのやり取りを行う技術で、「モノのインターネット」とも呼ばれる。

¹⁷ センサーを利用して物理量や音・光・圧力・温度などを計測・判別すること

3.2 6つの重点施策

3.1の施策の方向性と必要な着眼点のもと、「6つの重点施策」を掲げ、それらを具体化した各種取組を推進します。

重点施策① 発生抑制の推進

循環型社会に向けて優先して取り組むべき発生抑制は、脱炭素化の観点からも重要であるため、市民・事業者・行政等の各主体による、食品ロスや使い捨てプラスチックをはじめとした、ごみの発生抑制のための施策を推進していきます。

重点施策② 資源循環の強化

資源を循環的に利用し、最大限活用することの重要性が増しているため、行政による資源物回収の分別品目や回収頻度、回収場所等を随時見直すこと、地域コミュニティ・事業者との協働を進めること等により、市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築を目指します。

また、生ごみやプラスチックのリサイクルの推進や、再生資源の積極的な活用の促進によって、質の高い資源循環システムの構築を目指します。

重点施策③ 生ごみ（食品廃棄物）対策

燃やすごみの約4割（重量比）を占める生ごみは、ごみの焼却効率を上げる観点からも、ごみ減量、資源の有効利用の対策優先度が高い品目の一つであるため、食品ロス削減や資源循環に向けた施策を推進します。

重点施策④ プラスチック・衣類対策

プラスチックと合成繊維できた衣類は、ともに原材料に石油等が使用されており、ごみとして焼却されることにより、温室効果ガスが発生します。また、プラスチックは、海洋等の自然環境への流出による海洋汚染の問題を引き起こしており、衣類は、ライフサイクル全体で温室効果ガス排出量や水消費量が大きい品目です。このため、これらの環境負荷低減にも貢献する、発生抑制や資源循環に向けた施策を推進します。

重点施策⑤ 観光ごみへの対応

観光都市である本市では、市民生活と観光の調和・両立が不可欠であるため、京都で長年培われてきた「もったいない」、「しまつのこころ」、「門掃き」といった文化やマナーを観光客にも伝えるなど、地域・観光関連事業者・観光客との協働による観光ごみ対策を推進します。

重点施策⑥ 適正処理の確保のためのごみ処理体制の維持・更新

人口減少・長寿社会の進展・担い手不足への対応、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等のリスクや頻発する大規模災害への備えが求められるなか、将来にわたって、災害時も含めた適正処理を確保できる持続可能なごみ処理体制を確立し、維持していきます。

重点施策① 発生抑制の推進

循環型社会に向けて優先して取り組むべき発生抑制は、脱炭素化の観点からも重要であるため、市民・事業者・行政等の各主体による、食品ロスや使い捨てプラスチックをはじめとした、ごみの発生抑制のための施策を推進していきます。

①-1 市民・事業者への具体的な行動の提示・実践 [★]

[★]: 改定による強化策

循環型社会に向けて、事業者の皆様実践いただきたい取組をまとめた、ごみ減量・資源循環のための指針に加えて、市民の皆様求められる発生抑制や再生可能資源を原料とした商品の選択などの具体的な行動についてもとりまとめ、提示していきます。

これらを地域学習会や事業者報告書制度を通じて周知し、市民や事業者への浸透を図るとともに、各種認定・表彰制度等との連携を通じて、取組意欲の向上、主体的な取組の促進を図ります。

①-2 次世代へのしまつのこころの継承

将来の京都を担う次世代に、京都で長年培われてきた「もったいない」や「しまつのこころ」などの精神を引き継ぐため、「さすてな京都」や「京エコロジーセンター」での環境学習や、学校への出前授業を通じて、循環型社会に向けて求められる発生抑制などの具体的な行動を周知啓発していきます。

①-3 「しまつのこころ条例」の点検

「しまつのこころ条例」に規定している市民・事業者の取組内容や事業者報告書制度等、また、家庭ごみの有料指定袋制について、ごみの排出状況や社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて点検していきます。

(次の生ごみやプラスチックの品目別の発生抑制施策は重点施策③、④を参照)

③-1 食品ロスの削減

④-1 プラスチック対策への機運醸成

④-2 使い捨てプラスチックの削減

④-4 衣類ごみの発生抑制

コラム2 2R及び分別・リサイクルの促進の2つを柱とした「しまつのこころ条例」

1 6つの分野における実施義務・努力義務の概要

分野	業種等	上段：関連事業者等の皆様の実施義務 下段：上段の対となる市民の皆様の努力義務	努力義務 (関連事業者等の皆様)
①ものづくり	製造	長く繰り返し使える製品への転換促進に関する消費者向けのPRへの協力 長く繰り返し使える製品の利用	・製品の軽量化等の環境配慮事項のPR ・分別収集や拠点回収への排出を促すPR
②食	飲食	食べ残さない食事を促進するためのPR 食べ残さない食事の実践	・食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応 ・仕入量の調整など、食品廃棄物等の発生抑制のための工夫の実施 ・使い捨て容器等の使用抑制
③販売と購入	小売	ごみの少ないお買い物又は資源物の回収を消費者に促進するためのPR ごみの少ないお買い物の実践・資源物の回収拠点への排出 レジ袋有料化の実施 (環境性能のあるレジ袋を除く) レジ袋の要否と必要枚数の確認 マイバッグの持参、レジ袋の使用辞退	・量り売りや簡易包装、省容器包装販売の推進 ・環境性能のあるレジ袋の有料化又はポイント還元の実施 ・マイバッグ持参の周知など、レジ袋の使用抑制 ・店頭回収の実施 ・食料品の見切り販売など、食品廃棄物等の発生抑制のための工夫の実施 ・マイボトル持参者への飲料のみの提供及びマイボトルの使用を促す消費者への声掛け ・割りばしやスプーンなどの要否と必要数の確認
④催事 (イベント等)	主催者	イベントにおける資源ごみの分別回収 イベントにおける資源ごみの分別排出	・イベントにおけるマイバッグ持参等の呼び掛け ・イベントにおけるリユース食器の使用
⑤観光等	ホテル・旅館	宿泊者が資源ごみを分別排出できる環境の提供又は分別排出方法の案内 宿泊施設における資源ごみの分別排出	宿泊施設での使い捨てアメニティグッズの提供抑制
	土産物の製造・小売	-	【製造】同一商品の自宅用簡易包装と贈答用品の製造・供給 【小売】自宅用簡易包装商品と贈答用品の併売及び購入者へのPR ・他都市での物産展における簡易包装のPR
⑥大学 ・共同住宅等	大学	学生への減量方法・分別ルールの周知・啓発 -	大学における資源ごみの回収拠点の設置
	集合住宅管理者等	居住者への減量方法・分別ルールの周知・啓発 -	-
	事業者全般	-	事業活動におけるIT化によるペーパーレス化や裏面使用等による紙ごみを中心とする2Rの推進

2 事業者報告書制度及び市民モニター制度

一定規模以上の事業者に対して、2Rや分別・リサイクルの取組などの計画や実績の報告を義務付ける事業者報告書制度を運用しています。

また、公募で選任した市民モニターからの報告を通じて、小売店、飲食店やイベントでの優良な取組事例などを把握し、公表しています。

3 分別義務

(1) 家庭ごみ

次のごみは、条例の分別義務の対象です。

→定期収集している資源ごみ(缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、小型金属類・スプレー缶、古紙・雑がみ)、大型ごみ

(2) 事業ごみ

次のごみは、条例の分別義務の対象です。

→古紙・雑がみ

重点施策② 資源循環の強化

資源を循環的に利用し、最大限活用することの重要性が増しているため、行政による資源物回収の分別品目や回収頻度、回収場所等を随時見直すこと、地域コミュニティ・事業者との協働を進めること等により、市民にとって利便性の高い分別回収体制の構築を目指します。

また、生ごみやプラスチックのリサイクルの推進や、再生資源の積極的な活用の促進によって、質の高い資源循環システムの構築を目指します。

②-1 資源物回収拠点の拡充【★】

資源物回収拠点の拡充に向けて、行政による回収拠点は大規模拠点と小規模拠点の2種に分け、資源物の排出量やサイズに応じた回収品目や配置を検討します。

大規模な拠点については、上京リサイクルステーションのように利用しやすい回収拠点（多品目回収、土日利用可、車搬入可など）の複数配置、また、リユースやリペアなど親和性のある併設機能を検討し、市民が排出しやすい回収体制を拡充させます。



小規模拠点については、特定の品目（リチウムイオン電池内蔵製品など）を回収対象とし、市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設など）へ配置を進めます。

②-2 リユースの促進【★】

まだ利用できるにもかかわらず、引っ越しや家財整理、片付けなどで廃棄されるごみを減らすため、また、家庭に退蔵されている使用済みの大型家具や家電等が、大規模災害発生時に大量の災害廃棄物として排出されるおそれがあるため、民間事業者（リユース仲介事業者等）とも積極的に連携しながらリユースの拠点となる施設を設置するなど、リユースを促進していきます。

②-3 市ごみ処理施設へのストックヤードの確保【★】

本市のごみ処理施設で大型ごみや持込ごみ等を受け入れた後に、現在の金属回収だけでなく、幅広く資源をリユース・リサイクルできるよう、クリーンセンターの敷地にストックヤードを整備することを検討します。

②-4 店頭回収等の促進【★】

市民が日常の買い物行動の中で資源物を排出することができる店頭回収は、質の高い資源循環を進めていくうえでも重要な役割を担っているため、「しまつのこころ条例」に基づき、幅広い業種の小売店における資源物等の店頭回収の実施を促進します。

②-5 分別方法の周知啓発や指導の徹底

分別方法の定期的な周知啓発や不適正排出者に対する指導等を通じて、市民・事業者の分別・リサイクルを徹底します。特に、本市へ転入されてきた方（大学生や外国人等）に対し、マンション管理者や大学とも連携した効果的で分かりやすい周知啓発を行うとともに、アプリやAIを活用した分別案内など、情報サービスの充実等に取り組みます。

②-6 地域・事業所の自主的な分別・リサイクルの取組支援

地域の住民の皆様には資源物を集団回収していただくコミュニティ回収について、引き続き助成等を通じた支援を行います。マンション（業者収集）や事業所についても、雑がみなどの資源物が地域として利便性高く効率的に回収されるよう、回収業者等とも連携した取組を推進します。

②-7 再生資源（リサイクルされた資源）の活用促進

市民や事業者の皆様には、堆肥、再生プラチック、再生紙などの再生資源（リサイクルされた資源）を活用した製品等を優先的に選択して使用いただけるよう、リサイクル業者や製造業者とも連携し、再生資源の活用を促進します。

②-8 より質の高い資源循環に向けた取組の提案・情報発信

より質の高い資源循環を促進するため、リユース・リサイクルだけでなく、製品の適切な長期利用につながるシェアリングやリペア、資源の有効利用や新たな価値の創出につながるアップサイクル¹⁸などの取組が広がるよう、市民や事業者へ積極的に提案・情報発信していきます。

(次の生ごみやプラスチック・衣類の品目別の資源循環施策は重点施策③、④を参照)

③-2 生ごみの資源循環（リサイクル）

④-3 プラスチックの資源循環

④-5 衣類の資源循環

コラム3 利便性の高い資源物回収拠点の事例

○ 大規模な資源物回収拠点「上京リサイクルステーション」

古紙類や古着類、小型家電など、16品目の資源物を回収している大規模な資源物回収拠点。年末年始を除く土日祝の休日でも利用できるほか、車で直接搬入することもできます。年間延べ約10万人の市民の皆様にご利用いただいています。



○ リチウムイオン電池内蔵製品の回収拠点の拡充

収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故の原因となるリチウムイオン電池及び内蔵製品（モバイルバッテリー、電子タバコ等）について、排出のしやすさの向上を図るため、消防局や商業施設と連携し、休日でも利用できる拠点の拡充を進めています。



具体的には、市内8箇所の消防署において、小型家電、充電式電池、乾電池を回収しているほか、一部のイオン系列店舗では、小型のリチウムイオン電池使用製品に特化した回収ボックスを設置しています。

¹⁸ 不要になったものや廃棄される予定ものにデザインやアイデアといった新たな付加価値を加えて、元のものよりも価値の高いものに生まれ変わらせること

重点施策③ 生ごみ（食品廃棄物）対策

燃やすごみの約4割（重量比）を占める生ごみは、ごみの焼却効率を上げる観点からも、ごみ減量、資源の有効利用の対策優先度が高い品目の一つであるため、食品ロス削減や資源循環に向けた施策を推進します。

③-1 食品ロスの削減

■ フードテックサービスの利用促進【★】

AIやIoT等のデジタル技術等で食分野の課題解決を図るフードテックサービスを展開する事業者と連携し、飲食店や食品小売店等のフードテックサービスの利用拡大を図るとともに、市民へも周知し、食品ロス削減に向けた事業者・市民の行動変容を促します。

■ フードバンク活動の支援・フードドライブの実施【★】

フードバンク団体が実施する食品ロス削減に資する取組に対し、助成を行うことにより、フードバンク活動を支援します。

また、市役所へのフードドライブの常設窓口の設置など、公共施設等でのフードドライブの実施をはじめ、市民や市内で働く方が食品を寄付しやすい環境づくりを事業者と連携して進め、福祉分野とも連携しながら、様々な事情で食品を必要とする方々への支援につなげていきます。

■ 市民・事業者と連携した取組の推進・支援

これまでから推進している以下の取組等を市民・事業者と連携して更に推進します。

- ・食べ残しゼロ推進店舗認定制度、事業者報告書制度、2R及び分別・リサイクル活動優良賞受賞事業所における食品ロス削減の優良事例を、飲食店や宿泊施設、食品小売店等の食品・観光関連事業者と積極的に情報共有し、導入を支援
- ・商慣習の見直し「販売期限の延長」（賞味・消費期限より前に販売をやめて廃棄される食品を減らす取組）を食品スーパーだけでなく、他の食品小売事業者にも促進・拡大



コラム4 食品ロスの削減（詳しくは、5 食品ロス削減推進計画 を参照）

食品ロス（本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物）は、その生産や廃棄において、多くのエネルギーが投入され、温室効果ガスが排出されています。また、世界では食べ物を十分に得られず、飢えに苦しむ人々が約8億人もいます。そのため、必要な食べ物を必要な人に必要なだけ届け、食品ロスを削減することが急務です。

家庭では、食べ切れる量をあらかじめ見極め、それに見合った量の買い物や調理を心がけることが重要であり、食品を必要とされている方に寄付するという手段もあります。

お店では、需要に見合った量の仕入れや仕込み、納品・販売期限の延長等による商慣習の見直し、お客様が食べ切れる商品・メニューの販売・提供等の取組が重要です。

③-2 生ごみの資源循環（リサイクル）

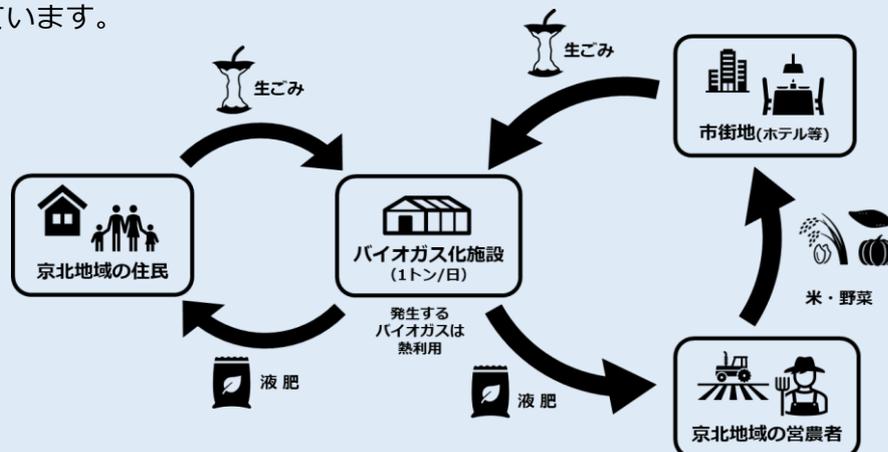
■ 家庭系・事業系生ごみのバイオガス化の検討・研究【★】

生ごみからの効率的なエネルギー回収を行うため、今後、新設するクリーンセンターの焼却施設にバイオガス化施設を併設（コンバインド方式）すること及び発生するバイオガスを発電又はガス利用することを検討していきます。

また、地域循環共生圏¹⁹の形成に向け、生ごみのバイオガス化に伴って発生した発酵残渣の堆肥利用等により、地域振興、活性化に寄与するバイオガス化を核とした分散型の資源循環の仕組みを、京北地域における取組の成果や課題等を踏まえ、研究していきます。

コラム5 京北地域におけるバイオガス化の取組

地域、事業者、本市の連携により、地域資源を活用し、中山間地域の活性化を図る地域循環共生圏のモデルとして、京北地域において、家庭や事業者から分別回収した生ごみをバイオガス化施設でバイオガス化し、生成された液肥で育てた農作物を市街地へ販売（還元）する資源循環の取組を進めています。



■ 事業系生ごみの食品リサイクル推進【★】

事業系生ごみの食品リサイクル推進に向けて、食品リサイクル法²⁰の対象事業者にかかわらず、生ごみを排出する事業者に対して、事業者向けのごみ減量・資源循環のための指針や事業者報告書制度を活用し、飼料化や堆肥化等による食品リサイクルの働きかけを行います。

また、飼料や堆肥等のリサイクル製品の需給を一体的に増やしていけるよう、民間事業者と連携・協力し、リサイクルの受け皿の拡充を図ります。

■ 業者収集ごみの搬入手数料の点検

市焼却施設での事業系一般廃棄物の搬入手数料がごみ処理コストや民間の食品リサイクル料金よりも低いことを踏まえ、排出事業者責任の考え方に基づき、民間リサイクルを阻害せず、かつ事業者には過度な負担を強くない適切な搬入手数料のあり方を定期的に点検します。

¹⁹ 地域資源を持続的に活用して環境・経済・社会を統合的に向上していく事業を生み出し続けることで、地域課題を解決し続ける「自立した地域」をつくるとともに、それぞれの地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」の実現を目指す考え方

²⁰ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（2001年5月施行）

重点施策④ プラスチック・衣類対策

プラスチックと合成繊維できた衣類は、ともに原材料に石油等が使用されており、ごみとして焼却されることにより、温室効果ガスが発生します。また、プラスチックは、海洋等の自然環境への流出による海洋汚染の問題を引き起こしており、衣類は、ライフサイクル全体で温室効果ガス排出量や水消費量が大きい品目です。このため、これらの環境負荷低減にも貢献する、発生抑制や資源循環に向けた施策を推進します。

④-1 プラスチック対策への機運醸成 [★]

市民・事業者・行政でプラスチック対策への共通認識を持てるよう、市民・事業者へ周知していくとともに、積極的に対話を促進し、使い捨てプラスチックをはじめとした多種多様な品目ごとにリデュース、リユース、リニューアブルなど、最適な手段でのプラスチック削減の具体策を検討・実施し、プラスチック対策への機運を醸成していきます。

併せて、大学と連携して実施した、市内河川のマイクロプラスチック²¹の実態把握結果等を活用し、マイクロプラスチックをはじめとしたプラスチック問題とその対策について、市民・事業者への啓発を推進していきます。

コラム6 プラスチックごみ対策

○ プラスチックごみ対策が重要な理由

プラスチックは、原材料として石油等が使用されており、その焼却が地球温暖化の原因の一つとなっています。また、プラスチックごみが海洋等の自然環境に流出することによる海洋汚染が世界的な問題となっており、流出したプラスチックごみに起因するマイクロプラスチックによる生態系への影響が懸念されています。

○ どう取り組めばいい？

プラスチックからの素材転換や使い捨てから再使用できるものへの転換、使用されたプラスチックの分別・リサイクルの徹底、プラスチック使用が必要不可欠で焼却せざるを得ないもの（衛生目的のもの、可燃用ごみ袋など）へのバイオマスプラスチックの導入、メーカーがプラスチックを原料とする場合に再生プラスチックを導入することなどが重要です。

プラスチックは、利便性や機能性が高く、様々な用途で使用されて社会に広く深く浸透していて、ただちに減らすことは容易ではありませんが、市民・事業者・行政など様々な主体間に対話し、相互理解を深め、具体的な転換を進めていくことが重要です。

④-2 使い捨てプラスチックの削減

プラスチックごみの大部分を占める使い捨てプラスチックを減らすため、代替手段のある品目（レジ袋、ペットボトルなど）だけでなく、小売・飲食段階で付加される発生量が多い品目に対しても、市民・事業者とともに、発生抑制に取り組みます。

■ 包装削減やリユース容器利用、素材代替の促進 [★]

包装削減やリユース容器利用、食器や容器包装のプラスチックからの素材代替（リニューアブル含む）を支援し、使い捨てプラスチックを削減します。



²¹ 一般に 5mm 未満の微細なプラスチック類を指し、プラスチックごみが波や紫外線等の影響で細くなることや、洗顔料や歯磨き粉へのスクラブ剤としての使用、合成繊維の衣料の洗濯等により環境中に排出される。

■ レジ袋（プラスチック製買物袋）の更なる削減【★】

有料化義務化の対象とならないレジ袋を含め、更なるレジ袋の削減に向け、小売事業者と連携した取組を実施します。

■ ペットボトルをはじめとした使い捨て飲料容器の削減【★】

ペットボトル・プラスチックカップなどの使い捨て飲料容器の削減を進めるため、まちなかや地域イベントへの給水機の設置を民間事業者とも連携して進め、それらの位置情報等を積極的に発信し、マイボトルの利用を促進します。また、マイボトル推奨店舗など使い捨てプラスチックの削減に取り組む事業者を推奨し、事業者の取組を支援します。

④-3 プラスチックの資源循環

■ プラスチック類の分別回収の促進【★】

「プラスチック類」の分別対象となるプラスチックごみの種類や汚れの度合いなどを、市民に分かりやすく丁寧に周知啓発し、分別回収を促進していきます。

また、プラスチック製容器包装との一括回収を開始したプラスチック製品（容器包装以外のプラスチック）について、拡大生産者責任をより重視した制度の構築を国に求めています。

■ ペットボトルのより質の高い回収・リサイクルの推進

国内におけるペットボトルからペットボトルへの完全循環型のリサイクルの定着に向け、小売業者や収集運搬業者、リサイクル業者等の民間事業者とも連携し、ペットボトルの効率的な回収、高品質なリサイクルを推進します。

④-4 衣類ごみの発生抑制【★】

衣類の環境負荷やサステナブルファッションについて、市民に十分に周知し機運を醸成し、衣類の適量購入を促進していきます。

④-5 衣類の資源循環【★】

不要になった衣類について、民間事業者とも連携して回収体制を拡充させるとともに、まだ着ることができる衣類は、地域内でのリユースルートを新たに生み出すなど、衣類の循環を促進します。

コラム7 サステナブルファッションの必要性

ファッション産業では、原材料の調達、生地・衣服の製造、そして輸送から廃棄に至るまで、それぞれの段階で環境に負荷を与えています。特に、衣服の製造プロセスでは多くのCO₂が排出されます。また、原料となる植物の栽培や染色などで大量の水が使われ、生産過程で余った生地などの廃棄物も出ます。服一着を作るにも多くの資源が必要となりますが、大量に衣服が生産・消費されている昨今、その環境負荷は大きくなっています。

○どう取り組めばいい？

まずは今持っている衣服を長く大切に着ること、次に、新たに服を購入する際は、本当に必要か先のことを考えること、リユース品を積極的に選択すること、環境に配慮して作られているかを確認すること、最後に衣服を手放す際は、リユースショップや店頭回収等を利用して、衣服を資源として循環させることなどが重要です。

重点施策⑤ 観光ごみへの対応

観光都市である本市では、市民生活と観光の調和・両立が不可欠であるため、京都で長年培われてきた「もったいない」、「しまつのこころ」、「門掃き」といった文化やマナーを観光客にも伝えるなど、地域・観光関連事業者・観光客との協働による観光ごみ対策を推進します。

⑤-1 観光関連事業者の取組促進【★】

観光関連事業者に対し、事業者向けのごみ減量・資源循環のための指針を活用し、観光客の食品ロス削減やごみの分別排出につながる情報を積極的に提供することにより、観光関連事業者による取組を促進します。

⑤-2 散乱ごみ対策の充実【★】

散乱ごみ対策として、観光客へのごみ出しマナー等の周知、地域の市民等による美化活動への支援等の継続、民間事業者からの寄付によるスマートごみ箱²²の設置など、地域や事業者との連携による地域の実情に応じた取組を充実させます。



コラム8 嵐山地域における地域・事業者との連携による散乱ごみ対策

多くの観光客が訪れる嵐山地域では、嵐山商店街をはじめ、保勝会、大学、ボランティア団体、鉄道会社、本市など、多様な主体が自由闊達に議論する座談会「嵐山ごみ課題サミット」において多様な取組を企画し、地域・事業者・行政の3者連携により、散乱ごみ対策を実施しています。

<嵐山地域で2025秋の観光シーズンに実施した主な取組>

- 「食べられるスプーン」を活用したごみ減量の取組
- 串を捨てる専用ごみ容器の試験設置
- 店舗でのごみ回収に協力した方へ記念品（オリジナルの御守）をお渡しする「ハートバック制度」
- 毎日決まった時間に店先を一斉に清掃する「クリーンタイム」
- ボランティア団体による外国人観光客等へのマナー啓発



手作りしたオリジナルの「御守」

本市では、こうした取組に、必要経費を補助するとともに、その取組内容の検討段階から助言等を行う伴走支援を実施しています。

²² 太陽光発電機能・圧縮機能を搭載しており、容器容量の5~6倍程度のごみを格納できるほか、IoT技術によるごみ量の把握が可能であることから、収集作業の合理化を図るとともに、ごみ箱が溢れて散乱することを防止する効果が期待できるごみ箱

重点施策⑥ 適正処理の確保のためのごみ処理体制の維持・更新

人口減少・長寿社会の進展・担い手不足への対応、リチウムイオン電池等に起因する火災事故等のリスクや頻発する大規模災害への備えが求められるなか、将来にわたって、災害時も含めた適正処理を確保できる持続可能なごみ処理体制を確立し、維持していきます。

⑥-1 リチウムイオン電池対策【★】

収集運搬車両やごみ処理施設での火災事故の原因となるリチウムイオン電池及び内蔵製品（モバイルバッテリー、電子タバコ等）について、市民の日常生活の動線上（商業施設・公共施設など）に当該製品に特化した回収ボックスの配置を拡充させるとともに、適切に分別排出していただけるよう、周知啓発を徹底します。



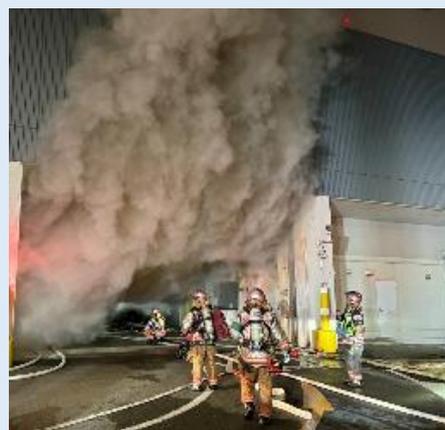
また、誤排出によるごみ処理プロセスでの火災リスクが非常に高いため、ごみ処理施設の消火設備増強の継続、諸課題を考慮した安全対策と分別回収できる枠組みを検討します。

コラム9 リチウムイオン電池によるごみ処理施設での火災事故

リチウムイオン電池及び内蔵製品の誤排出によって、全国的に収集運搬車両やごみ処理施設での火災リスクが非常に高くなっており、混入防止対策が喫緊の課題となっています。

京都市でも2026年1月、南部クリーンセンター選別資源化施設で大規模な火災が発生しました。ごみに混入したリチウムイオン電池の発火が原因とみられています。火災に伴い、建物や設備が傷つき、消火活動による水没などの大きな被害を受けました。

今後、こうした火災事故を起こさないよう、リチウムイオン電池を使用した製品に注意し、市の案内に従って適正に分別排出していただくことが重要です。



南部クリーンセンターでの火災発生時の様子

⑥-2 長寿社会の進展への対応【★】

地域コミュニティや介護支援などの福祉施策等とも連携し、ごみ収集福祉サービスの拡充など、高齢者のごみ出しや分別の支援を充実させます。

また、今後増加が見込まれる紙おむつについては、リサイクル技術の進展や民間リサイクル施設の整備状況を注視していきます。



⑥-3 適切な直営・民間連携によるごみ処理体制の維持・更新

ごみ処理の更なる効率化の観点から、民間連携を進めつつ、災害発生時の迅速な対応も視野に入れ、必要な直営体制を維持するなど、直営と民間連携のバランスが取れた持続可能なごみ処理体制を維持・更新していきます。

⑥-4 災害廃棄物処理体制の強靱化

平時から使用済み冷蔵庫の排出等の周知啓発、図上演習や他市町村への災害支援を通じた経験の蓄積、被災家屋の解体・収集運搬・処分等に係る民間団体等との連携強化による災害への備えを進めるとともに、発災時に対応できる人員や機材、仮置場候補地の確保に向けた調査や調整を進めます。



また、埋立処分地の延命策の検討・実施を進めるとともに、発災時における埋立処分の実施に備え、他都市における埋立処分地の整備・運用事例の調査や技術の検討を実施するなど、発災時に迅速かつ適切に対応できる災害廃棄物処理体制の強靱化を図ります。

コラム 10 災害廃棄物処理計画の推進

近年、東日本大震災（2011年3月）、熊本地震（2016年4月）、九州北部豪雨災害（2017年7月）、平成30年7月豪雨（2018年7月）、令和2年7月豪雨（2020年7月）、能登半島地震（2024年1月）など全国各地で大規模災害が発生しています。

本市では、このような大規模な災害発生時においても、災害廃棄物を迅速・適正かつ安全で衛生的に処理し、生活環境の確保と一日も早い復旧・復興を図るため、「京都市災害廃棄物処理計画」を策定（1998年策定、2024年最新改定）しています。

「京都市災害廃棄物処理計画」では、以下の5つの基本方針のもと、具体的な対応策を定めており、大規模な災害発生時には、この計画に基づき、迅速に対応していきます。

- | | |
|-------------------|--------------------|
| (1) 迅速かつ安全・衛生的な処理 | (4) 分別・リサイクルの推進 |
| (2) 効率的な処理 | (5) 歴史的遺産・文化財等への留意 |
| (3) 環境への影響に留意した処理 | |

3.3 指標及び数値目標

持続可能な循環型社会の実現に向け、市民・事業者・行政が一致団結して意欲的に取り組むとともに、取組の成果を確認するため、指標及び数値目標を設定し、進捗を管理していきます。

なお、一部指標については、数値目標を設定せず、推移をモニタリングしていくこととします。

表2 指標一覧

分類	指標	平成 12 (2000)年度	令和元 (2019)年度	令和 6 (2024)年度	令和 12 (2030)年度目標	主な関連 重点施策		
ごみ 量	[1] 市受入量	82 万^ト	40.9 万^ト	36.5 万^ト	34.0 万^ト★	①③④		
		市民 1 人 1 日当たり	1,530 g	762 g	695 g		660 g	
		内 訳	家庭	35 万 ^ト	21.2 万 ^ト		18.8 万 ^ト	17.7 万 ^ト
			市民 1 人 1 日当たり	640 g	396 g		359 g	343 g
			事業	47 万 ^ト	19.7 万 ^ト		17.7 万 ^ト	16.3 万 ^ト
	市民 1 人 1 日当たり	890 g	366 g	336 g	316 g			
	[2] ごみ焼却量	76 万^ト	38.2 万^ト	33.0 万^ト	30.0 万^ト★	①～④		
		市民 1 人 1 日当たり	1,420 g	711 g	630 g		582 g	
		内 訳	家庭	33 万 ^ト	19.0 万 ^ト		16.2 万 ^ト	14.6 万 ^ト
			市民 1 人 1 日当たり	615 g	354 g		308 g	283 g
事業			43 万 ^ト	19.2 万 ^ト	16.9 万 ^ト		15.4 万 ^ト	
市民 1 人 1 日当たり	805 g	357 g	322 g	299 g				
[3] 最終処分量	16.5 万^ト	5.1 万^ト	4.3 万^ト	4.0 万^ト★	①～⑥			
発生 抑制	[4] 食品ロス排出量	9.6 万^ト	6.1 万^ト	4.7 万^ト	4.0 万^ト★	①③		
		市民 1 人 1 日当たり	179 g	114 g	90 g		78 g	
		内 訳	家庭	4.0 万 ^ト	2.5 万 ^ト		2.1 万 ^ト	1.8 万 ^ト
			市民 1 人 1 日当たり	75 g	47 g		40 g	35 g
			事業	5.6 万 ^ト	3.6 万 ^ト		2.6 万 ^ト	2.2 万 ^ト
	市民 1 人 1 日当たり	104 g	67 g	50 g	43 g			
	[5] 使い捨てプラスチック排出量 (家庭)★	3.66 万^ト (2005 年度)	3.17 万^ト	2.94 万^ト	2.66 万^ト★	①④		
		市民 1 人 1 日当たり	68 g	59 g	56 g		52 g	
	[6] レジ袋使用量 (家庭)	5,200 ^ト	2,500 ^ト	1,200 ^ト	400 ^ト	①④		
		市民 1 人当たり	340 枚	220 枚	110 枚		35 枚	
[7] ペットボトル排出量 (家庭)	3,600 ^ト	3,400 ^ト	3,400 ^ト	1,600 ^ト	①④			
	市民 1 人当たり	90 本	90 本	90 本		45 本		
資源 循環	[8] 食品廃棄物リサイクル率 (事業)	—	19%	25%	36%	②③		
	[9] プラスチックごみ分別実施率 (家庭)	—	46%	48%	60%	②④		
	[10] 再生利用率	—	31%	35%	39%	②③④		
	[11] 市拠点での資源物回収量 (家庭)★	—	2,600 ^ト	3,600 ^ト	—※	②		
脱炭 素化	[12] 廃棄物処理に伴う 温室効果ガス排出量	28 万^ト	16.1 万^ト (2013 年度)	14.0 万^ト (2023 年度)	11.3 万^ト	①②④		
リニュー アブル	[13] バイオプラスチック製 容器包装排出割合(レジ袋)	—	—	37%	—※	④		
LiB 対策	[14] 充電式電池及びその内蔵 製品の市回収量 (家庭)★	—	16.5 ^ト	61.7 ^ト	—※	②⑥		

注)「★」はプラン改定において、新規設定した指標・上方修正した数値目標

「※」は数値目標を設定せず、モニタリングを行う指標

(1) ごみ量に関する指標

[★]: 改定により、新規設定した指標・上方修正した数値目標

[1] 市受入量 [★]

市の処理施設で受け入れるごみの量。市民・事業者の皆様の2 Rや自主的な分別・リサイクル（民間古紙回収や店頭回収等の民間リサイクル）の取組の効果を把握する指標です。

- 2019年度実績 40.9万トンから 37.0万トンにする当初目標を上方修正し、34.0万トンにすることを目指します。

[2] ごみ焼却量 [★]

市の処理施設で焼却するごみの量。市民・事業者の皆様の2 R及び分別・リサイクルや市の資源化（バイオガス化等）の取組の効果を把握する指標です。

- 2019年度実績 38.2万トンから 33.0万トンにする当初目標を上方修正し、30.0万トンにすることを目指します。

市受入量及びごみ焼却量の上方修正した目標値の考え方

本プランに掲げるごみ減量・資源循環施策の実施効果及び今後の社会変化影響を次のとおり見込みます。

表3 ごみ減量・資源循環施策の実施効果及び今後の社会変化影響

施策効果／社会変化	個別指標の目標（指標最新値） ／見込まれる社会変化	市受入量の R6 値からの削減量	ごみ焼却量の R6 値からの削減量
使い捨てプラスチック削減	使い捨てプラスチック排出量（家庭） R12 目標：2.66万ト（R6：2.94万ト）	△0.3万ト	△0.3万ト
プラスチック分別促進	プラスチックごみ分別実施率（家庭） R12 目標：60%（R6：48%）	—	△0.5万ト
食品ロス対策推進	食品ロス排出量 R12 目標：4.0万ト（R6：4.7万ト）	△0.7万ト	△0.7万ト
事業系食品リサイクル推進	食品廃棄物リサイクル率（事業） R12 目標：36%（R6:25%）	△0.6万ト	△0.6万ト
民間回収の促進	再生利用率 R12 目標：39%（R6:35%）	△0.4万ト	△0.4万ト
人口減少	人口が 2.55 万人減少	△0.4万ト	△0.4万ト
ペーパーレス化	紙消費量が 18.2%減少	△0.2万ト	△0.2万ト
使用済紙おむつの増加	使用済紙おむつ排出量が 10%増加	+0.2万ト	+0.2万ト
合計		△2.4万ト	△2.9万ト

[3] 最終処分量 [★]

市が最終処分（埋め立て）するごみの量。本市唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地をできる限り長く活用するため、市民・事業者の皆様の2R及び分別・リサイクルや市の資源化（バイオガス化等）の効果を把握する指標です。

- [2]「ごみ焼却量」の目標を達成した場合の数値に残灰率²³を乗じて4.0万トンと設定しています。
- 実績を踏まえたプラン改定で、当初目標の4.4万トンから4.0万トンへ目標を上方修正します。

(2) 発生抑制に関する指標

[4] 食品ロス排出量 [★]

市の処理施設が受け入れる食品ロスの量。市民・事業者の皆様の食品ロスの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（家庭での堆肥化や民間リサイクル等）などの取組の効果を把握する指標です。

- 家庭系・事業系^{*}ともに国の目標を上回るよう、当初目標の4.6万トンから4.0万トンへ目標を上方修正します。

表4 本市と国の2000年度を基準とした2030年度までの削減目標の比較

	本市の目標（削減率）	国の目標（削減率）
家庭系	1.8万ト（△55%）	△50%
事業系	2.2万ト（△61%）	△60%
合計	4.0万ト（△58%）	-

^{*} 国の事業系の食品ロス排出量は、本来食べられる食べ物のうち、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なるため、国と単純に比較することはできません。

[5] 使い捨てプラスチック排出量（家庭） [★]

市の処理施設が受け入れる家庭から排出された使い捨てプラスチックの量。多種多様な用途で使用される使い捨てプラスチックに対する、発生抑制の取組の効果を把握する指標です。

＜「使い捨てプラスチック」の定義＞

プラスチックのうち、製品（文具、おもちゃ等）を除いた容器包装及び使い捨て製品（家庭用ラップ、カトラリー等）とし、レジ袋、ペットボトルも使い捨てプラスチックに含めることとします。

- 使い捨てプラスチック排出量のピーク時（2005年度）から1万トン（約27%）削減することを目指します。
- 国のプラスチック資源循環戦略の目標「2030年までにワンウェイプラスチックの排出量を累積で25%削減」を上回る水準です。

[6] レジ袋使用量（家庭）

市の処理施設が受け入れる家庭ごみ中のレジ袋の量（ごみ捨て用に購入された手提げポリ袋も含む^{*}）。市民・事業者の皆様のレジ袋の発生抑制の取組の効果を把握する指標です。

^{*} ごみの細組成調査結果から量を推計しているが、店舗で受け取ったレジ袋との判別がつかないため

- 市受入量のピーク時（2000年度）から約90%削減（市民1人当たり年間使用量（枚数）340枚→35枚）することを目指して設定します。

²³ ごみ焼却量に対する焼却後に残る灰（焼却残渣）の割合。2024年度実績の13%を用いている。

[7] ペットボトル排出量（家庭）

市の処理施設が受け入れる家庭ごみ中の飲料用ペットボトルの量。市民・事業者の皆様のペットボトルの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（店頭回収等）の取組の効果を把握する指標です。

- 市受入量のピーク時（2000年度）から半減（市民1人当たり年間排出量（本数）90本→45本）することを目指して設定します。

(3) 資源循環に関する指標

[8] 食品廃棄物リサイクル率（事業）

事業ごみ中の食品廃棄物量に占めるリサイクル量の割合。事業者の皆様の食品ロスの発生抑制や自主的な分別・リサイクルなどの取組の効果を把握する指標です。

- 国の目標（2024年度までに2017年度比で+12ポイント）※を参考に36%と設定します。
※ 2024年度までに、再生利用等実施率を2017年度比で食品卸売業+3ポイント、食品小売業+4ポイント、外食産業+18ポイントとする目標を掲げており、これら3業種合計では+12ポイント程度となります。

[9] プラスチックごみ分別実施率（家庭）

家庭ごみの分別対象のプラスチックごみ量に占めるリサイクル量の割合（ペットボトルを含む。また、市受入れ以外の店頭回収等の推計量を含む）。市民の皆様による分別・リサイクル、事業者の皆様による店頭回収等の取組の効果を把握する指標です。

- 国の目標（「プラスチック製容器包装のリユース又はリサイクル率」60%）と同等以上になるよう、60%と設定します。

[10] 再生利用率

ごみがリサイクル（再生利用）されている割合（民間リサイクルやバイオガス化を含む）。市民・事業者の皆様の2R及び分別・リサイクルや市の資源化（バイオガス化等）の取組の効果を把握する指標です。

- 国の目標（2025年度28%（2017年度比+8ポイント））を上回るよう、39%（2019年度比+8ポイント）と設定します。

[11] 【モニタリング指標】市拠点での資源物回収量（家庭）【★】

資源物回収拠点から市が回収した資源物の量（移動式拠点回収量を含む、有害・危険ごみを除く）。市民の皆様による分別・リサイクルや市の資源物回収体制の強化に関する施策の効果を把握する指標です。数値目標は設定せず、回収量の推移をモニタリングしていきます。

表5 市拠点での資源物回収量（家庭）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
市回収量	2,600 トン	2,800 トン	3,200 トン	3,400 トン	3,500 トン	3,600 トン

(4) 脱炭素化に関する指標

[12] 廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量

市の廃棄物処理に伴って発生する温室効果ガスの量で、ごみ焼却由来のものと、市の廃棄物処理に関わる施設・車両等のエネルギー消費由来のものとの合計量。

脱炭素社会の構築を目指すため、市民・事業者の皆様のプラスチックごみ等の発生抑制や分別・リサイクル、市の施設・車両等のエネルギー消費の効率化を把握する指標です。

併せて、廃棄物分野だけでなく社会全体の脱炭素化に貢献できるよう、モノのライフサイクル全体に係る温室効果ガス排出量への施策による削減効果を測る指標の研究を進めます。

- [5]「使い捨てプラスチック排出量（家庭）」、[6]「レジ袋使用量（家庭）」、[7]「ペットボトル排出量（家庭）」及び[9]「プラスチックごみ分別実施率（家庭）」の目標の達成を見込み、11.3万トン-CO₂（2013年度を基準として△34%）と設定します。

(参考) ごみ焼却由来の温室効果ガス排出量の算定範囲

ごみ焼却由来の温室効果ガス排出量の算定範囲は、プラスチック（PET含む）、合成繊維、紙くず※が対象です。生ごみ等のバイオマス起源の廃棄物の焼却に伴う排出は、植物により大気中から一度吸収された二酸化炭素が再び大気中に排出されるものであり、カーボンバランスは一定であると考えられるため、便宜上、排出量算定の対象外とされます。

※ 2025年3月に国が定める算定方法の見直しがあり、新たに紙くずが算定範囲に追加されました。紙の主成分は木材由来のバイオマス起源ですが、製造時の添加剤や、二次加工する際の接着剤・インク・ラミネート等の付加物質に由来する化石燃料由来炭素分が含まれているため、算定対象となっています。

(5) リニューアルに関する指標

[13] 【モニタリング指標】 バイオプラスチック製容器包装排出割合（レジ袋）

家庭ごみで排出されるプラスチック製容器包装に占めるバイオプラスチック素材の容器包装の割合。再生可能資源であるバイオプラスチック製容器包装を、事業者の皆様が製造・使用し、市民の皆様が選択・使用する取組の効果を把握する指標です。バイオプラスチック割合が一定把握可能なレジ袋（ポリ袋）の割合をモニタリングしていきます。

(6) リチウムイオン電池（LiB）対策に関する指標

[14] 【モニタリング指標】 充電式電池及びその内蔵製品の市回収量（家庭）【★】

本市が回収した充電式電池及びその内蔵製品の量。市民の皆様による分別・リサイクルや市の回収体制の強化に関する施策の効果を把握する指標です。数値目標は設定せず、回収量の推移をモニタリングしていきます。

併せて、民間回収も含めた排出実態の把握に努め、分別実施率など、分かりやすい指標の検討・研究を進めます。

表6 充電式電池及びその内蔵製品の市回収量（家庭）

	令和元 (2019)年度	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
市回収量	18.5 トン	21.8 トン	22.5 トン	22.2 トン	38.2 トン	64.0 トン

4 ごみ処理施設の整備・運営

4.1 本市のごみ処理施設の現状

本市のごみ処理体制として、まず2R とリニューアブルに取り組み、そのうえで不要となるものは、最大限資源として分別・リサイクルを進めています。また、リサイクルが技術的経済的な観点から難しい場合には、焼却によるエネルギー創出を進めた後、埋立処分しています。

北部と南部の資源リサイクルセンターにおいて、「缶・びん・ペットボトル」を選別しています。横大路学園又は民間施設では「プラスチック類」を選別しています。

また、市内3か所のクリーンセンターでは、資源化できない燃やすごみ等を焼却により衛生的に処理するとともに、ごみ発電やバイオガス発電によるエネルギー回収を行った後、焼却灰を東部山間埋立処分地及び大阪湾広域臨海環境整備センター処分場に搬送し、埋立てによる最終処分を行っています。(図14(p39)参照)

3つのクリーンセンターの中で最も古い東北部クリーンセンターについては、2036年度末頃に耐用年限を迎えるため、その後継施設となる次期クリーンセンターの整備を、旧西部クリーンセンターを候補地として検討します。

なお、大阪湾広域臨海環境整備センター処分場は、現在の処分場では2032年度に受入れが終了する予定であることから、事業主体である大阪湾広域臨海環境整備センターが本市を含めた関係自治体と共に、その後の処分容量確保に向けた検討を進めています。

4.2 施設整備の基本的な考え方

「1.3 持続可能な循環型社会の実現に向けた中長期的な推進方針」に基づいた「資源循環・脱炭素化の推進」及び「持続可能なごみ処理体制の確立」の観点から、2050年を見据えた本市における今後のごみ処理施設整備の検討の基盤となる考え方として、「施設整備の基本的な考え方」を定めます。

(1) 資源物回収拠点の拡充・機能整備

小規模回収拠点、大規模回収拠点の2種類に分けて、回収品目、配置の見直し・拡充、機能整備を検討します。また、耐久消費財などのリユース拠点の配置も検討します。

(2) 家庭系・事業系生ごみのバイオガス化

更なる生ごみのリサイクルを進めるため、市の焼却施設と併設したコンバインド方式によるバイオガス化で、生ごみからの効率的なエネルギー回収又はガス利用していくことを検討していきます。また、生ごみから生成した消化液の有効利用が図れ、取組が地域振興、活性化に寄与する見込みがある場合、住民の理解の下、地域資源として生ごみを分別回収、バイオガス化する仕組みについても、京北地域におけるバイオガス化の取組の成果や課題等も踏まえ、研究していきます。

(3) クリーンセンターの脱炭素化

次期クリーンセンター以降の今後の本市のごみ焼却施設の新規整備に当たっては、2050年カーボンニュートラルに最大限貢献するため、次頁に例示する脱炭素化に貢献する機能等を基本に、実際の立地条件に適合可能な施設整備を行います。

【脱炭素化に貢献する機能（例）】

- ・ 生ごみ等の有機性廃棄物のバイオガス化施設の併設、ガス・発電等利用
- ・ ごみ発電・熱利用
- ・ 施設・設備の簡素化、徹底した省エネ化
- ・ CCUS²⁴（排ガスからのCO₂回収・利用）
- ・ 資源物回収拠点化（リユース含む）

（４）プラスチックの資源循環

プラスチック類の分別収集について、今後、収集量が増加した場合にも安定的に対応できるよう、中継地の確保や民間事業者との連携等、プラスチック資源循環促進法の認定ルートを活用による処理フローの見直しを検討します。また、ストックヤードの活用、資源物回収拠点の拡充等を検討します。

（５）クリーンセンター（焼却施設）の３工場体制を維持

今後とも、点検・大規模改修時、災害時等にも、リスク分散しながら安定して適正処理を行えるよう、また、収集運搬の効率性、施設の地域バランスも考慮し、３工場体制を維持していきます。

（６）担い手不足を見据えた持続可能な処理体制の構築及び官民連携の推進

今後の更なる人口減少による担い手不足を見据え、クリーンセンターの新設時に、PFI²⁵方式やDBO²⁶方式といった、整備事業と併せて包括管理運営業務を委託する手法を検討するほか、AIやIoTなどデジタル技術の活用による省力化なども検討します。

また、民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間連携など、施設整備及び運営の安定化・効率化を検討します。

【官民連携の検討項目（例）】

- ・ プラスチック類の分別収集について、今後、収集量が増加した場合にも安定的に対応できるよう、中継地の確保や民間事業者との連携等、プラスチック資源循環促進法の認定ルートを活用による処理フローの見直しを検討（再掲）
- ・ 持込ごみによる受入れが多いせん定枝の民間リサイクルへの更なる誘導を図る手法のひとつに、持込ごみとして本市が受け入れてから民間施設に搬出してリサイクルを行う仕組みが考えられることから、クリーンセンターの敷地内にストックヤードを整備することを検討
- ・ その他の資源ごみについても、施設の老朽化の状況等を踏まえながら、民間事業者との連携等を検討

²⁴ CCUS (Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage) : 排出されるCO₂を回収し、資源として利用 (CCU) 及び地中に貯留 (CCS) して大気への放出を抑える技術の総称

²⁵ PFI (Private Finance Initiative) : 公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

²⁶ DBO (Design Build Operate) : 公共団体が資金調達し、民間事業者へ施設の設計、建設、維持管理、運営を一括して委託する手法

(7) 最終処分場の延命化・大規模災害への対応

東部山間埋立処分地を少しでも長く使用できるよう、埋立量の削減、資源循環等を図るための延命策を検討・実施します。また、大阪湾広域臨海環境整備センターも最大限活用していきます。

大規模災害発生時における埋立処分の実施に備え、他都市における最終処分場の整備・運用事例の調査や技術の検討を実施します。

コラム 11 最終処分場の延命策（埋立量の削減等を図るための延命策）

東部山間埋立処分地は本市唯一の最終処分場であり、市民の貴重な財産であることから、できるだけ長く使用していく必要があります。

埋立量の削減等を図る取組として、2019年度に稼働した南部クリーンセンターでは、排ガスを処理する薬品の使用量を低減することでばいじんの発生量を削減する取組を実施、2020・2021年度に大規模改修を行った東北部クリーンセンターでは、焼却灰から鉄分を回収する仕組みを導入しています。

その他、2026・2027年度に大規模改修を行う北部クリーンセンターでは、灰から細かい金や銀などの貴金属を含む焼却灰の一部（落じん灰）を回収する仕組みを導入する予定です。

(8) リチウムイオン電池対策

拠点回収の拡大等により、リチウムイオン電池及び内蔵製品の分別排出を促進し、分別回収した電池の安全な保管、処理・リサイクルを推進します。また、クリーンセンター等のごみ処理施設へのリチウムイオン電池の混入による火災被害の未然防止に向け、市民への啓発はもちろん、持込ごみ等での1台ごとの搬入物検査の強化等により、リチウムイオン電池の混入を防止するとともに、それでもなお施設に混入した際の対策として、迅速な初期消火対応に努めます。

4.3 今後の施設整備

(1) 資源物回収拠点の整備

上京リサイクルステーションのように多品目を回収対象とし、利用しやすい（土日も利用可、自動車での搬入可など）拠点を複数配置していきます。配置場所は、アクセスや周辺環境等を踏まえ、既存のごみ処理用地や他の市有地、民間施設との連携等も含め、検討を進めます。また、利用者増、資源物の回収量増に向けて、新たな品目や効果的な併設機能についても検討していきます。

(2) ごみ処理の広域化・集約化

ごみ処理の広域化によるごみ焼却施設の集約化は、スケールメリットにより、トータルコストの削減や、発電効率の上昇に伴うCO₂削減に加え、災害時の処理余力確保にも貢献します。環境省においても、ごみの持続可能な適正処理を確保するため、ごみ処理の広域化・集約化に向けた取組を強力に推進しています。一方で、ごみの搬送距離が長くなりすぎることによって、コストやCO₂の発生量を大きく増やさないことも重要です。

こうした状況を踏まえ、次期クリーンセンターにおける広域処理の実施に向けて、亀岡市と協議・検討を進めます。

(3) 次期クリーンセンターの整備

東北部クリーンセンターが 2036 年度末頃に耐用年限を迎えるため、2037 年度の稼働を目指し、その後継施設となる次期クリーンセンターの整備が必要であることから、

「4.2 施設整備の基本的な考え方」に基づき、建設候補地である旧西部クリーンセンターの立地条件等を踏まえながら整備内容を検討します。

[1] 施設規模

本市分	約 210 トン/日
亀岡市分 ^{※1}	約 70 トン/日
施設規模 ^{※2}	約 280 トン/日

※1 亀岡市と広域処理を実施する場合

※2 施設規模は、本市及び亀岡市のごみ焼却量目標値等を踏まえて算出した値

(参考) 旧西部クリーンセンターの施設規模：600 トン/日

[2] 併設施設

ア 資源物回収拠点

資源物回収拠点（ストックヤードを含む）を整備して、資源物を民間事業者へ引き渡すといった、資源循環に資する機能の併設を検討します。

イ バイオガス化施設

旧西部クリーンセンターの立地条件（敷地面積が小さい、下水道未整備）を踏まえて検討します。

ウ 破碎施設

次期クリーンセンター稼働開始時における本市全域の破碎が必要なごみ（持込ごみの一部及び大型ごみ）の量が、南部クリーンセンター選別資源化施設の処理能力を下回る見込みであるため、併設しない方向で検討します。ただし、選別資源化施設（破碎施設）のバックアップや災害廃棄物の処理を行うための、小規模な破碎機の設置や可搬式破碎機の活用について検討していきます。

[3] 持込ごみの受入れ

持込ごみの搬入ニーズ、設備整備コストなどを踏まえながら、今後、建設工事の発注までの間に検討します。

[4] 処理方式

ストーカ方式²⁷、ガス化溶融方式²⁸などの処理方式や、排ガス処理方式、脱炭素化仕様等について、本市及び他都市で導入されている実績等も参考にしながら検討します。

²⁷ 可動する火格子（ストーカ）上で投入したごみを移動させながら、火格子下部から空気を供給して燃焼させる方式

²⁸ ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼するとともに、灰、不燃物等を溶融する方式

(4) 整備スケジュール

次期クリーンセンターの整備（2037年度稼働予定）を見据え、2040年度までの施設整備スケジュールを定めます。

[1] 資源物回収拠点

施設名称	施設整備スケジュール
資源物回収拠点	資源物回収拠点の拡充・機能整備に関する調査・実証等を実施しながら、2030年度までに大規模回収拠点の拡充を図ります。また、次期クリーンセンターへの、資源物回収拠点の併設を検討します。

[2] クリーンセンター（焼却施設、破碎・選別資源化施設、バイオガス化施設）

施設名称	施設整備スケジュール
南部クリーンセンター 稼働開始：2019年10月 焼却：500t/日、ごみ発電：14,000kW、 破碎：180t/日、バイオガス化：60t/日、 バイオガス発電：1,000kW	稼働後20年目の2038年度を目途に大規模改修工事を実施し、延命化を図ります。
北部クリーンセンター 稼働開始：2007年1月 焼却：400t/日 ごみ発電：8,500kW	稼働後20年目の2026年度から2027年度に、大規模改修工事を実施し、少なくとも15年の延命化を図ります。
東北部クリーンセンター 稼働開始：2001年4月 焼却：700t/日、破碎：80t/日 ごみ発電：15,000kW	稼働後20年目の2020年度から2021年度にかけて、大規模改修工事を実施しており、2036年度末頃に耐用年限を迎えるため廃止します。
次期クリーンセンター 稼働開始：2037年度予定	東北部クリーンセンターの後継施設として、2037年度稼働を目指して整備します。

[3] 資源ごみ選別・圧縮梱包施設

施設名称	施設整備スケジュール
南部資源リサイクルセンター 稼働開始：1999年4月 処理量：60t/日（缶・びん・ペットボトル）	コンベヤ等の小規模な設備の集合体であるため、大規模改修工事は実施せず、毎年の計画的な整備により稼働を継続します。
北部資源リサイクルセンター 稼働開始：2007年1月 処理量：40t/日（缶・びん・ペットボトル）	
横大路学園 稼働開始：2007年12月 処理量：20t/日（プラスチック類）	

[4] 廃食用油燃料化施設

施設名称	施設整備スケジュール
廃食用油燃料化施設 稼働開始：2004年6月 燃料化量：5,000L/日	廃食用油燃料化施設は2025年度末に廃止し、2026年度からBDF ²⁹ 製造を外部委託に切り替えます。

[5] 東部山間埋立処分地（エコランド音羽の杜）

施設名称	施設整備スケジュール
東部山間埋立処分地 使用開始：2000年4月 埋立容量：450万m ³	今後50年以上にわたって安定的に埋め立て処分できるよう、計画的に整備・運用します。 また、少しでも長く使用できるよう、埋立量の削減、資源循環等を図るための延命策の検討、大規模災害発生時における埋立処分の実施に備えた調査・検討を実施します。



図 14 本市のごみ処理施設

²⁹ BDF (Bio Diesel Fuel、バイオディーゼル燃料)：使用済てんぷら油などの廃食用油を、メタノールと反応させることで粘性や引火点を低くし、ディーゼル車で利用できる燃料に精製したもの

5 食品ロス削減推進計画

5.1 背景

(1) 食品ロス削減推進計画とは

食品ロスの削減を国全体で推進するため、2019年10月に施行された食品ロス削減推進法において、市町村は、地域の特性に応じた食品ロス削減を推進していくために、食品ロスの削減の推進に関する計画（食品ロス削減推進計画）の策定に努めることとされています。

(2) 食品ロスとは

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食べ物のことです。

本市では、調理くずやペットフード等以外の可食品（賞味・消費期限切れを含む）で、原形を1/2以上保持しているものを「手付かず食品」、それ以外のものを「食べ残し」とし、食品ロスと定義しています。

なお、野菜や果物の皮を厚くむきすぎたり、取り除きすぎたりした「過剰除去」も食品ロスに含める場合がありますが、「過剰」の判断が困難なため、本市では、「過剰除去」は調理くずとし、「食品ロス」に含めていません。

(3) 本市の特性

本市は、平安京への遷都以降だけを取りあげても、1200年以上にわたる歴史を有し、先人から受け継いできた、自然との共生を大切にし、「いただきます」、「ごちそうさま」といった、自然や命、食に関わる全てへの感謝、また、食材を無駄なく大切に使う、「もったいない」、「しまつのこころ」といった、生活文化、食文化が息づく歴史・文化都市です。また、これらの歴史や伝統・食文化等を求め、全国・海外から、観光客や修学旅行生が訪れる観光都市であるとともに、数多くの大学・短期大学が集積し、14万人を超える学生が集う大学のまち・学生のまちです。

このような都市特性を有する本市は、他の都市と比べて、宿泊・飲食サービス業と教育業が特に盛んであり、事業ごみの割合は全国と比べて多くなっています。

5.2 食品ロスの排出状況

(1) 食品ロス排出量

ごみの細組成調査の2024年度結果では、食品ロスや調理くず等の生ごみが、燃やすごみ中に6.3万トン（40%）、業者収集ごみ中に5.9万トン（39%）含まれており、そのうち、食品ロスは、燃やすごみに2.1万トン、業者収集ごみに2.6万トン、合計4.7万トンが排出されていると推計しています（図15参照）が、ピーク時（2000年度）の9.6万トンからは約50%減量しています。

また、近年の推移では、燃やすごみ中の食品ロスは、2013年度から2019年度で8千トン減少、2019年度から2024年度で4千トン減少しています。業者収集ごみ中の食品ロスは、2013年度から2019年度で1千トン微増しましたが、2019年度から2024年度で1万トン減と大きく減少しました。

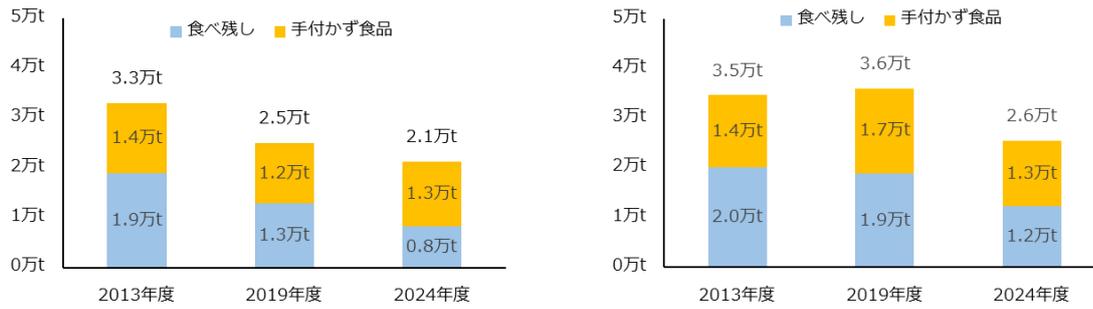


図 15 本市の近年の食品ロス排出量の推移 (左図：家庭、右図：事業)

(2) 家庭 (燃やすごみ) から排出される食品ロスの内訳

燃やすごみ中の食品ロスは、2023 年度の調査結果では、米や麺類等が 33%、野菜類や果物類が 23%、パン・菓子類が 13%、肉類や魚介類等が 9%を占めており、これらは、家庭で食べ残されたり、手を付けられることなくそのまま廃棄されたりしています。また、手付かず食品のうち、賞味・消費期限が表示されているものについては、その 14%が賞味・消費期限前に廃棄されています (図 16 参照)。

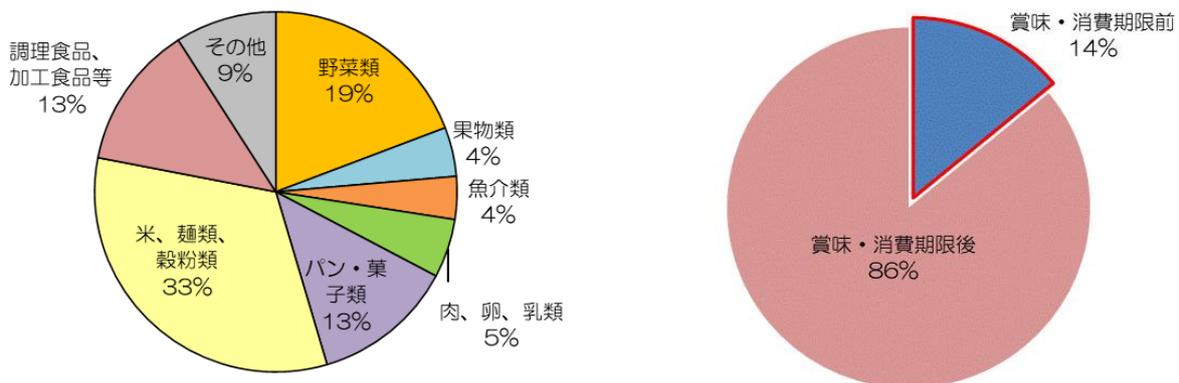


図 16 家庭から排出される食品ロスの内訳 (2023 年度)

(3) 事業所等 (業者収集ごみ) から排出される食品ロスの内訳

業者収集ごみ中の食品ロスは、飲食業が 29%、小売業が 23%、宿泊業が 13%であり、これらの業種で 65%を占めています (2024 年度)。これらの食品ロスは、小売店で売れ残ったり、飲食店や宿泊施設等で食べ残されたりして廃棄されています。

5.3 食品ロスの主な発生要因

(1) 家庭で発生する食品ロス

家庭で発生する主な食品ロスは、作りすぎや好き嫌いなどが原因で食べ残されたもの (食べ残し) や、冷蔵庫や食品庫に入れたまま賞味・消費期限が切れるなどして、食卓に上らずに廃棄されたもの (手付かず食品) です。

冷蔵庫や食品庫の中をこまめにチェックするとともに、食べ切れる量をあらかじめ見極め、

それに見合った量の買い物や調理を心がけることが必要です。また、賞味期限と消費期限の違いや事業者の事情を理解したうえで、購入後すぐに食べるものは、賞味・消費期限の迫った商品を優先的に選んで購入いただくことも有効です。加えて、不要ないただき物等の食品は、必要とされている方々に早めに寄付するといった手段もあります。

なお、本市では 5.1 (2) の説明のとおり、「食品ロス」に含めていませんが、野菜や果物の皮を厚くむきすぎたり、取り除きすぎたりする「過剰除去」を減らす取組も大切です。

(2) 事業所等で発生する食品ロス

本市の事業所等から発生する食品ロスは、5.2 (3) のとおり、業種別では主に、飲食業と小売業、宿泊業から排出されています。

小売業者は、製造業者や卸売業者から商品を仕入れ、期限を設定したうえで商品を販売していますが、その販売期限が切れた売れ残り商品が廃棄され、食品ロスとなっています。また、季節商品（恵方巻き等）の売れ残りや定番商品の入れ替えの際に店頭から引き揚げる商品等が食品ロスとなっているほか、店内で調理加工販売を行う場合には、加工工程で規格外品や欠品対策の余剰品等が食品ロスとなっています。

また、製造業者や卸売業者から商品の仕入れを行う過程でも食品ロスが排出されています。この過程には、1/3 ルールといわれる商慣習（図 17 参照）が存在している場合があり、食品の製造日から賞味・消費期限までの期間の 1/3 の期間までに納品されなかった商品が廃棄され、食品ロスとなっている場合があります。

製造業者では、このほか、設備トラブル等で商品にならなかった規格外品や、欠品対策のための余剰製造分等が食品ロスとなっています。

なお、製造した商品をその場で販売する製造小売業（菓子屋・パン屋等）を除き、製造業者の製造工程で発生した食品ロスは、本市が受け入れている一般廃棄物ではなく、産業廃棄物として排出されています。

また、卸売業者では、仕入れから納品までの輸送過程で破損品が出た場合や、製造業者から大量に購入した商品を小売店に小分けして納品する際に端数が在庫として残った場合等に食品ロスとなっています。

飲食業や宿泊業では、食材仕入れから商品提供に至る過程において、賞味・消費期限が切れた余り食材のほか、調理段階での仕込みすぎやお客様の食べ残し等が食品ロスとなっています。

これら事業所等で発生する食品ロスを削減するうえでは、需要に見合った量の製造や仕入れや仕込み、納品・販売期限の延長等による商慣習の見直し、お客様が食べ切れる商品・メニューの販売・提供等の取組が重要です。

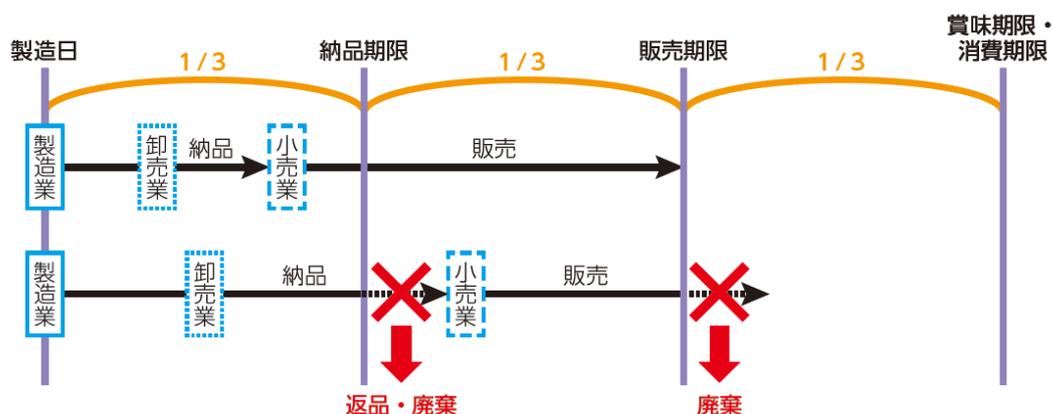


図 17 食品流通における商慣習（1/3 ルール）

5.4 食品ロス削減の推進体制

環境教育や食育、食品衛生、流通、消費生活など、全庁横断的に連携して食品ロス削減を強力に推進するため、関係部局の本市職員で構成される「食品ロス削減推進会議」での庁内連携はもとより、消費者（市民）、食品関連事業者、フードバンク団体等との対話・連携をしつつ、京都市廃棄物減量等推進審議会からも意見をいただきながら、取組の強化を図ります。

5.5 推進する施策

国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、国が取り組む基本的施策（下の（１）～（６））を定めており、地方公共団体は、この基本的施策を踏まえ、地域の特性に応じた取組を推進することとされています。そのため、この基本的施策に、本市独自の「生ごみ等の有効利用の推進」を加えたうえで、これらの項目に沿って、本市が推進する施策を以下にまとめています（**家**は家庭ごみ対策、**事**は事業ごみ対策）。

なお、このうち、今後重点的に取り組む施策は p22 重点施策③（生ごみ（食品廃棄物）対策の中の③-1 食品ロスの削減）にも掲載しています。

【国の基本的施策】

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| (1) 教育及び学習の振興、普及啓発等 | (4) 実態調査及び調査・研究の推進 |
| (2) 食品関連事業者等の取組に対する支援 | (5) 情報の収集及び提供 |
| (3) 表彰 | (6) 未利用食品を提供するための活動の支援等 |

【本市が独自に加えた基本的施策】

- (7) 生ごみ等の有効利用の推進

表7 施策一覧

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等	
[1] 「しまつのこころ条例」	家・事
[2] 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」	家
[3] 生ごみ3キリ運動	家
[4] 30・10（サーティ・テン）運動	事
[5] 環境にやさしい「京都エコ修学旅行」	事
[6] さすてな京都	家・事
[7] 民間事業者等との連携	家・事
(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援	
[1] 京都市食べ残しゼロ推進店舗認定制度	事 【重点施策③-1】
[2] 商慣習の見直し「販売期限延長」の取組拡大	事 【重点施策③-1】
[3] フードテックサービスの利用促進	事 【重点施策③-1】
[4] 「食品ロスを減らそう！お結び広場」による情報発信	事
[5] 特定食品関連事業者に対する減量指導	事
(3) 表彰	
[1] 優良事業所認定制度等	事
[2] 京都環境賞	家・事
(4) 実態調査及び調査・研究の推進	
[1] ごみ細組成調査	家・事
[2] 取組の効果検証と普及拡大	家・事
(5) 情報の収集及び提供	
[1] ホームページ「食品ロスゼロプロジェクト」等による発信	家・事
[2] ホームページ「食べ物の「もったいない！」を探せ！」による発信	家・事
[3] 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じた情報の収集・発信	家・事
(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等	
[1] フードバンク活動の支援	家・事 【重点施策③-1】
[2] フードドライブの実施	家 【重点施策③-1】
[3] 「子どもの居場所づくり」に関する助成制度	家・事
[4] 本市関連の未利用食品の有効活用	家・事
(7) 生ごみ等の有効利用の推進	
[1] 南部クリーンセンターバイオガス化施設	家・事
[2] 生ごみの堆肥化等の活動の普及・情報発信	家
[3] 京北地域におけるバイオガス化の取組	家・事
[4] 学校給食生ごみのリサイクル	事

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

[1] 「しまつのこころ条例」 家・事

「しまつのこころ条例」では、「食」をはじめ、ごみ減量について重点的に取り組む6つの分野について、小売業者・飲食業者等の関係事業者や市民の皆様への義務（実施義務・努力義務）を定めています。また、これらの取組について、一定規模以上の関係事業者から毎年、当該年度の実施計画と前年度の実施状況を報告いただいています。引き続き、条例の浸透を推進し、市民・事業者の食品ロス削減の取組を促進します。

＜「しまつのこころ条例」の食品ロス削減関係の義務規定の例＞

- 飲食業：食べ残さない食事を促進するためのPR【実施義務】
- 飲食業：食べ切れなかった料理の持帰りを希望される方への対応【努力義務】
- 小売業：食料品の見切り販売など、食品廃棄物等の発生抑制のための工夫の実施【努力義務】
- 市民：食べ残さない食事の実践【努力義務】

[2] 地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」 家

各区・支所内のエコまちステーションの職員が中心となって地域団体等に積極的に呼び掛け、「ごみ減量について楽しく考えよう」をコンセプトとした地域学習会「しまつのこころ楽考（がっこう）」を開催しています。本市職員が講師となって、時にはカードゲームや紙芝居も活用しながら、市民に繰り返し食品ロスの削減をはじめとしたごみ減量への理解と実践を呼び掛けていきます。

[3] 生ごみ3キリ運動 家

食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、ごみとして出す前の「水キリ」の「生ごみ3キリ運動」の定着に向けた啓発運動を展開し、商業施設等でキャンペーンを実施するほか、ホームページ「食品ロスゼロプロジェクト」(5.5(5)[1])上で生ごみ3キリアニメや生ごみ3キリソングを配信するなどの啓発を実施していきます。

[4] 30・10（サーティ・テン）運動 事

宴会等での食べ残しを減らすため、宴会開始後30分と終了前10分間は自分の席に戻って料理を楽しみ、食べ残しを減らす、30・10（サーティ・テン）運動について、2016年度と2017年度に効果検証調査を行った結果、食べ残しが約5分の1になることが確認されました。

この結果を踏まえ、事業者と連携した市民・観光客への普及啓発を実施していきます。

[5] 環境にやさしい「京都エコ修学旅行」 事

修学旅行生は、環境教育の効果が高く、学校を通じた団体での取組が見込めるという点に着目し、本市を訪れる市外小中学校等のうち、環境にやさしいエコな取組（出された食事をできるだけ食べ切るなど）を行う宣言校に対して、環境にやさしい観光、修学旅行を実践していただく

とともに、京都市内の小・中学校等（総合支援学校を含む。）においても、修学旅行中のエコな取り組みの実践を呼び掛けています。

<宣言していただく取組>

- アメニティグッズ（歯ブラシ、くし等）を持参すること
- エコバッグを携帯すること
- マイボトルを持参すること
- 出された食事をできるだけ食べ切り、食べ残しを出さないこと

[6] さすてな京都 **家・事**

南部クリーンセンター環境学習施設「さすてな京都」で、食品ロスをはじめとするごみ減量のほか、生物多様性や再生可能エネルギーなど幅広い分野を対象として、ライフステージに応じた学習プログラムを提供します。

[7] 民間事業者等との連携 **家・事**

食品関連事業者や商業施設など様々な事業者との連携により、各主体の強みを生かし、食品ロス削減に係る効果的な情報発信や機運醸成に取り組めます。

(2) 食品関連事業者等の取組に対する支援

[1] 京都市食べ残しゼロ推進店舗認定制度 **事** 【重点施策③-1】

飲食店舗・宿泊施設と食品小売店舗における食品ロスや生ごみの減量につながる取組をそれぞれ8項目設定し、このうち2項目以上の取組を実践する店舗等を、本市が「食べ残しゼロ推進店舗（飲食店・宿泊施設版、食品小売店版）」として認定しています。この店舗に認定ステッカーを、食べ残しを持ち帰ることが可能な店舗については、持帰りが可能であることをPRするステッカーを更に配布し、掲示していただくとともに、本市のホームページ上に店舗情報（店舗名、住所、ジャンル、取組内容等）を検索可能な形式で掲載するなど、市民の認知度を高めています。また、飲食店等での食べ残し削減を多言語で呼び掛けるPRツール（ポスターやステッカーなど）も配付し、店舗が行う外国人観光客に対するPRの取組を支援します。

引き続き、認定店舗の拡大を図るとともに、今後、食品ロス削減の優良事例等を積極的に情報共有し、導入を支援します。



図 18 京都市食べ残しゼロ推進店舗のステッカー（左：飲食店・宿泊施設版、右：食品小売店版）

[2] 商慣習の見直し「販売期限延長」の取組拡大 **事** 【重点施策③－1】

2017年度及び2018年度に、食品スーパーにおいて販売期限を延長した際の影響（売上、食品ロス排出量、顧客の購買行動の変化等）を社会実験により明らかにし、全市展開に向けた課題を洗い出しました。2018年度の調査結果では、販売期限の延長により、対象品目の廃棄数量が減少し、約32%の廃棄抑制効果（前年同期比）が確認できました（売上へのマイナス影響なし）。

この社会実験の結果を踏まえ、本市内の食品スーパー・百貨店・ドラッグストアの御協力のもと、賞味・消費期限直前までの販売、来店者への「てまえどり」を促すポップやポスター等による啓発を実施しており、今後も取組を拡大していきます。

[3] フードテックサービスの利用促進 **事** 【重点施策③－1】

AIやIoT等のデジタル技術等で食分野の課題解決を図るフードテックサービスを展開する事業者と連携し、飲食店や食品小売店等のフードテックサービスの利用拡大を図るとともに、市民へも周知し、食品ロス削減に向けた事業者・市民の行動変容を促します。

[4] 「食品ロスを減らそう！お結び広場」による情報発信 **事**

ホームページ「食品ロスゼロプロジェクト」内に、食品ロス削減につながる技術・サービスを提供したい事業者や未利用食品を活用したい事業者等の情報を一堂に集め、カテゴリごとに紹介するページ「食品ロスを減らそう！お結び広場」を設け、事業者・団体同士の連携しやすい場づくりを進めるとともに、その連携事例を発信し、未利用食品の有効活用や事業者による主体的な食品ロス削減の取組を促進します。

[5] 特定食品関連事業者に対する減量指導 **事**

ごみの排出量が相当程度多い食品関連事業者（食料品の小売店、飲食店、ホテル・旅館など）のうち、チェーン店舗等の床面積の合計が一定規模以上である事業者（特定食品関連事業者）に対し、ごみの減量義務を課すとともに、毎年度の減量計画書の提出を義務付けています。本社及び各店舗等への訪問、減量計画書との整合等を確認する調査や分別指導を行い、今後ごみ減量・リサイクルの取組の促進を図ります。

(3) 表彰

[1] 優良事業所認定制度等 **事**

優良事業所を認定・表彰し、本市広報やホームページ等で紹介することにより、事業者の活動意欲を増進するとともに、更なるごみ減量に向けた機運の醸成を図ります。

ア 2R及び分別・リサイクル活動優良事業所認定制度

事業ごみの減量や再資源化の活動を積極的に実践されている市内の全事業所を対象に優良事業所として認定しています。

イ 2R及び分別・リサイクル活動優良賞

2023年度から、優良事業所の認定を受けた事業所の中で独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として表彰しています。

[2] 京都環境賞 家・事

市民や事業者の環境に関する関心を高め、様々な実践活動の更なる推進を図ることを目的として、2003年度に「京都環境賞」を創設しました。地球温暖化の防止や循環型社会の形成、生物多様性の保全等の環境保全に貢献する活動を実践されている皆様を顕彰しています。

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

[1] ごみ細組成調査 家・事

本市が定期収集している家庭ごみや事業所等から排出される業者収集ごみの詳細内訳の調査を実施しています。これにより、食品ロスの排出量や組成実態を把握するとともに、組成の変化要因を分析し、発生抑制やリサイクル等の取組の効果の検証や新たな取組の検討に活用していきます。



図 19 「68世帯3日分」の燃やすごみから出てきた手付かず食品

[2] 取組の効果検証と普及拡大 家・事

これまで実施してきた実証実験や新たな取組の検討に係る効果検証について、その内容を積極的に公表することで、取組の普及拡大を図ります。

(5) 情報の収集及び提供

[1] ホームページ「食品ロスゼロプロジェクト」等による発信 家・事

市民・事業者の皆様に実施していただきたい食品ロス削減の取組内容、食べ残しゼロ推進店舗の情報、食品ロスに関する調査データ、食品ロス削減につながる技術・サービス等を提供したい事業者等の情報など、食品ロス削減に関する様々な情報をまとめた特設サイトを開設しており、情報発信を行っていきます。

[2] ホームページ「食べ物の「もったいない！」を探せ！」による発信 **家・事**

食品の買い物、保存、調理の各段階での知恵や工夫を、豆知識も交えて楽しく紹介する特設サイトにおいて、クイズ検定、エコレシピなどの楽しめるコンテンツにより、食品ロスへの関心が低い方も含めて、幅広い層の食品ロス削減行動の実践につながるよう、情報発信を行っていきます。

[3] 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会を通じた情報の収集・発信 **家・事**

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」に賛同する全国の地方公共団体が、広く全国で食べきり運動や3Rを推進し、食品ロスを削減することを目的として設立された「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」に参画しており、引き続き、自治体間での連携や情報共有を行います。

なお、2018年10月30日には、食品ロス削減に向けた全国的な機運の醸成を図るため、「食品ロス削減全国大会 in 京都」を開催し、市民や事業者、全国の自治体、大学関係者等の参加者一同で「持続可能な社会の実現に向けた食品ロス削減・京都アピール」を発表しました。

<京都アピールにおいて、今後進めることを宣言した内容>

- 食品ロス削減の仕組みづくり
- 住民・事業者・行政等の協働による実践
- 食品ロス削減に向けた発生メカニズムの探求とインセンティブの検討

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

[1] フードバンク活動の支援 **家・事** 【重点施策③-1】

2017年3月に「京都市フードバンク等活動支援助成制度」を創設し、フードバンク団体が実施する食品ロス削減に資する取組に対し、必要経費の一部を助成しており、今後もフードバンク活動を支援していきます。

[2] フードドライブの実施 **家** 【重点施策③-1】

市役所へのフードドライブの常設窓口の設置など、公共施設等でのフードドライブの実施をはじめ、市民や市内で働く方が食品を寄付しやすい環境づくりを事業者と連携して進め、福祉分野とも連携しながら、様々な事情で食品を必要とする方々への支援につなげていきます。

[3] 「子どもの居場所づくり」に関する助成制度 **家・事**

子ども食堂等の「子どもの居場所づくり」に取り組む場合に、初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」による助成を実施しており、今後も取組を支援していきます。

[4] 本市関連の未利用食品の有効活用 **家・事**

市役所や本市関連イベント、市立学校などにおいて、未利用食品の有効活用に取り組みます。

<取組の例>

- 京都マラソンにおける給水・給食の残物品のフードバンク団体への寄付
- 賞味期限が近付いた公的備蓄物資（アルファ化米や補助食料等）の有効活用
- 緊急時（台風等）における学校保管の保存用物資を使用した給食の提供

(7) 生ごみ等の有効利用の推進

[1] 南部クリーンセンターバイオガス化施設 **家・事**

南部クリーンセンターに併設したバイオガス化施設において、生ごみ等からバイオガスを回収して、発電を行います。

[2] 生ごみの堆肥化等の活動の普及・情報発信 **家**

これまでに普及を進めてきた生ごみ処理機・コンポスト容器による減量、堆肥化に加えて、「京都市ごみ減量推進会議」や活動団体との連携により、ダンボールやプランターなどを使用したコンポスト等による堆肥化の普及・情報発信を進めていきます。

[3] 京北地域におけるバイオガス化の取組 **家・事**

地域、事業者、本市の連携により、地域資源を活用し、中山間地域の活性化を図る地域循環共生圏のモデルとして、京北地域において、家庭や事業者から分別回収した生ごみをバイオガス化施設でバイオガス化し、生成された液肥で育てた農作物を市街地へ販売（還元）する資源循環の取組を進めます。

[4] 学校給食生ごみのリサイクル **事**

学校給食では、食べ残しや調理くず等の生ごみが多く発生しているため、教育委員会と連携し、全ての市立小学校の給食の生ごみ全量をリサイクル（飼料化等）します。

※ [1]～[4]とあわせて、食品リサイクルの促進に向け、重点施策③－2「生ごみの資源循環（リサイクル）」に取り組みます。

5.6 目標【再掲】

市民・事業者の皆様の食品ロスの発生抑制や自主的な分別・リサイクル（家庭での堆肥化や民間リサイクル等）などの取組の効果を把握する指標として食品ロス排出量の目標を設定します。

なお、国は、SDGs を踏まえ、2000 年度比で 2030 年度までに、食品ロスを、家庭系は半減、事業系は 6 割減させるという目標を設定しているため、本市は、全国をリードする「食品ロス削減のまち」の実現に向け、この国の目標を上回る目標を設定します。（ただし、国の事業系の食品ロス排出量は、本来食べられる食べ物のうち、産業廃棄物や民間でリサイクルされているものも含まれており、本市の食品ロス排出量とは定義が異なるため、国と単純に比較することはできません。）

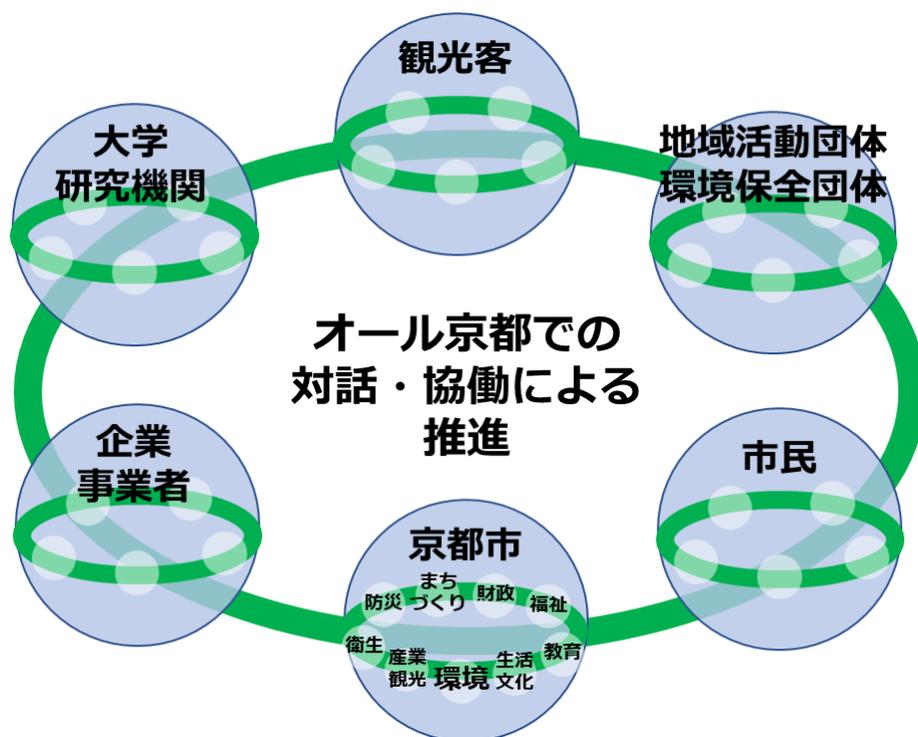
表 8 食品ロス排出量の目標

指標		平成 12 (2000) 年度	令和元 (2019) 年度	令和 6 (2024) 年度	令和 12 (2030) 年度目標	
[4]	食品ロス排出量	9.6 万ト	6.1 万ト	4.7 万ト	4.0 万ト	
	市民 1 人 1 日当たり	179 g	114 g	90 g	78 g	
	内訳	家庭	4.0 万ト	2.5 万ト	2.1 万ト	1.8 万ト
		市民 1 人 1 日当たり	75 g	47 g	40 g	35 g
		事業	5.6 万ト	3.6 万ト	2.6 万ト	2.2 万ト
市民 1 人 1 日当たり	104 g	67 g	50 g	43 g		

※ 目標達成のためには、市民 1 人 1 日当たり約 12g（ミニトマト 1 個分程度）の減量が必要です。

6 計画の推進

これまでも、京都市廃棄物減量等推進審議会の意見をいただきながら、市民・事業者の皆様等との協働により、オール京都でごみ減量・資源循環に取り組んできたところですが、計画の推進に当たっては、これまで以上に市民・事業者・大学・地域活動団体、観光客等の皆様と対話・協働します。また、京都市役所庁内においても、食品ロス削減推進会議をはじめ、消費生活や産業観光、防災や福祉など行政分野を超えた連携や政策融合を図ることで、オール京都の力を最大限発揮するとともに、他都市や国とも連携し、社会変化に柔軟に対応しながら、絶えず取組を強化・進化し続けていきます。



○ 京都市廃棄物減量等推進審議会

本市の一般廃棄物（ごみ）の減量に関する事項等を調査及び審議し、意見を述べるため、京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき設置された市長の諮問機関です。本審議会は、学識経験者、事業者、市民などの委員（巻末資料 参照）で構成されています。